

第 11 回環境社会配慮審査会

日時 平成 17 年 3 月 28 日 (月) 14 : 00 ~ 17 : 00

場所 JICA 本部 11 階 11AB 会議室

出席委員 (敬称略)

委員 / 委員長	村山 武彦	早稲田大学工学部複合領域教授
委員	平野 宏子	東京都水道局練馬東営業所長
委員	松本 悟	特定非営利活動法人メコン・ウォッチ代表理事
委員	満田 夏花	財団法人地球・人間環境フォーラム企画調査部研究主任
委員	中谷 誠治	財団法人亜熱帯総合研究所研究部主任研究員
委員 / 副委員長	作本 直行	アジア経済研究所開発研究センター次長
委員 / 副委員長	田中 奈美	神戸芸術工科大学環境デザイン学科助教授
委員	和田 重太	和田・永嶋法律事務所弁護士
委員	柳 憲一郎	明治大学法科大学院法務研究科教授
臨時委員	濱崎 竜英	大阪産業大学人間環境学部都市環境学科講師
臨時委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際開発学部助教授
臨時委員	渡辺 邦夫	埼玉大学地圏科学研究センター教授
	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部次長 兼 環境社会配慮審査室長
	上條 哲也	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 環境社会配慮審査室チーム長

欠席委員

委員	遠藤 博之	株式会社遺棄化学兵器処理機構代表取締役社長
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授
委員	岩橋 健定	東京大学大学院新領域創成科学研究科助教授
委員	川村 暁雄	神戸女学院大学文学部総合文化学助教授
委員	夏原 由博	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科助教授
委員	田中 章	武蔵工業大学環境情報学部環境情報学科助教授

注) 委員以外の発言者

郡司 勇	株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル 総合開発事業部 交通運輸計画部長
林田 貴範	株式会社社長
田中 研一	独立行政法人国際協力機構 国際協力専門員

倉科 芳朗 独立行政法人国際協力機構 社会開発部
第三グループ交通第一チーム長
本図 繁生 独立行政法人国際協力機構 社会開発部
第三グループ交通第一チーム
比嘉 勇也 独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 環境社会配慮審査室

1. カンボジア国第2メコン架橋建設計画概要検討段階答申案の協議

(担当委員：濱崎、原嶋、川村、満田、夏原、田中章、田中奈美、和田)

村山委員長 それでは時間になりましたので、第11回の環境社会配慮審査会を始めさせていただきます。今日は大きな議題が四つですが、4番目はご報告ですので、大きくは三つということになります。

まず、第1議題ですが、カンボジアの第2メコン架橋建設計画の概要検討段階の答申案の協議です。時間配分としては、3時半の休憩までを全部これに充てるか、あるいはその前に終わって第2議題に入るかというあたりですが、1時間か1時間半ぐらいを充てたいと思っています。

それでは、すでに担当の委員の方々からコメントを出していただいています。それに対して事業部からの意見書というか、それぞれ回答もいただいているので、これについて事務局からご説明をお願いしたいと思います。

比嘉 では、お配りしている資料について、環境社会配慮審査室の比嘉から簡単にご説明させていただきます。

お配りしている今回の審査会の資料の表紙のすぐ裏、AC.11-2をご覧ください。こちらに今、委員長からご説明がありましたように、担当委員の方々からいただいたコメントを記載しています。重複等を避けるために、基本的に中身を幾つかに分けて並べさせていただいています。

まず、1～4番は調査全体にかかわる全体的なコメントを書いています。その後、今回の主な目的であるEIAに対するJICAの協力支援に対していただいたコメントを5～34番に、お配りしてある資料では2～11ページになります。その後は報告書についてのコメントです。報告書はこの調査については、現時点でインテリムまでできていますが、こちらのコメントについては、35～66番までとなっています。

最初から簡単に説明させていただきます。まず、全体にかかわるコメントとして、1番と2番と3番は共通した内容となっていますが、カンボジア国のEIA制度と、それに対するJICAの支援という言葉遣いに関して、資料にTOR案とか、報告書の中でJICAが行うものに対してもEIAという言葉が使われていたりするので、その辺の整理が必要というコメントです。その定義づけ、そして言葉を明確に整理して区別することというような形のコメントをいただいています。また、そのEIA制度やそれに対するJICAの支援の位置づけについての説明も報告書に記したほうがいいというコメントをいただいています。

その後の4番は、今回の調査で採用されたステークホルダーが計画の初期の段階から参加するという手法について、今後のJICA事業や、あるいはカンボジアが独自で行う事業への適応の可能性を検討してはどうかという提案です。

これ以降が、JICAが行うEIA支援への内容、それにかかわるTORに関してのコメントになります。5番と6番は、資料としてはEIAのJICAが行う支援の内容についてのTOR案をお送りしていますが、これについてもう少し具体的に人員の体制や調査報告を記載するという提案、もしくは修正という形でコメントをいただいています。

次は7番になりますが、これもこのEIAの内容についてのものになりますが、移転対象者の生活および経済基盤に関するベースライン調査の項目を調査内容に含めることという要求をいただいています。

8番は、フェリー埠頭付近での商業活動者のベースライン調査を含めることというコメントをいただいています。

9番については、今後なされる環境社会影響調査において、IEEが想定していた影響と異なった場合に、代替案について再度提案を行うべきであるというコメントをいただいています。

10番は、英文のTOR案を提出していただきたいという要求をいただいています。こちらは電子情報でいただいて、担当委員のかたがたにはすでにお配りしています。

11番については、文章中の語句に関して「影響」と「インパクト」という二つの言葉が使われているので、その辺の定義、使い分けを整理するという趣旨だと理解しています。

次に12番、13番になりますが、これはカンボジアにおける環境社会配慮に関連する法制度およびその実施状況をレビューする必要性について確認すること、そして必要であればTORの中に明記することというコメントをいただいています。

14番については、カンボジアの制度に基づいて、土地収用および非自発的住民移転が実施される場合については、カンボジアにおける法律の解釈や過去の運用を確認し、明記することという要求をいただいています。

15番は、「重要な環境社会影響の本格的分析」の文章の中に、「社会影響については女性が世帯主の家族、障害者、子ども、貧困層、少数民族など、特に大きな影響を受ける人びとへの影響に留意する」という旨、付け加えることという要求をいただいています。

16番は、環境項目の総合的な分析です。特に相互関係があると考えられる項目について、全体的な影響を合わせて把握して評価することという要求をいただいています。

17番については、非自発的住民移転と地元経済項目間についての総合的分析を行うこと、含めることという形でコメントをいただいています。

18番は、脆弱な社会グループ、ジェンダー、子供の権利項目間の総合分析という形で要求をいただいています。

19番については、自然環境に対する影響につき、架橋建設予定地に絶滅危惧種を含む生態系が存在することに特に配慮し、それに対する影響を慎重に評価すべきというコメントをいただいています。

20番は、Neak Loeng Ferry（公営のフェリー運行団体）に雇用されている人々への影響、

そしてその人々が橋の建設によって仕事を失うなどということがありうる場合には、それに対する対策を講じておくことというコメントをいただきました。

21 番も要求になっていますが、架橋整備中のフェリーの継続期間、そして完了後にフェリーが廃止された際の地域経済活動の維持支援方法、特に最終的な地域経済像に関する提案を行うことというコメントをいただいています。

22 番は要求で、架橋完了後（フェリー廃止後）に、現在フェリーの埠頭近くにあるマーケットの存続についても配慮し、提案を行うことというコメントをいただきました。

23 番は、架橋完了に伴う新規の商業活動支援策を提案することというコメントをいただいています。

24 番も要求になりますが、JICA が開発調査で行った環境影響評価調査をカンボジア国内の手続きに確実に反映させるための措置を執ること。

25 番とその次の 26 番については、共通する内容かと思われませんが、本調査の一環として住民移転計画の枠組み（基本計画）のようなものを想定する必要性についてのコメントです。また、そのために適正な補償額の設定に必要な調査検討、そして不法居住者の補償資格などについても検討を行うことというコメントをいただきました。

27 番は提案という形で、カンボジアを対象とした妥当な用地取得・補償システムの構築に対して、JICA として技術的支援を行うことを検討してはどうかという提案をいただきました。

28 番は、調査内容の項目と調査スケジュールの表（TOR の資料）に整合性を持たせることという形でコメントをいただいています。

29 番は調査スケジュールについてですが、漁業関連の調査は、漁業の禁漁区ということもあって、魚の取れる時期が限られていますので、その時期（11～6月）までの間に調査スケジュールを合わせることというコメントをいただきました。

30 番は、IEE の評価結果と EIA で、今後の調査の対象とする調査項目との関係を明示することというような意味合いで、これは IEE でインパクトの評価が A および B の場合は、今後 EIA の本格的影響分析を実施するということになっていますが、IEE で C となった場合は、基本的影響分析だけということになっていますので、その違いを明確にすることというコメントです。

31 番は、自然環境と社会環境の影響項目を分かりやすく整理すること。こちらは現在の資料で廃棄物、騒音、振動といった項目が自然環境の分類に入れられているのですが、これは人間の健康、安全、あるいは公害といった形で分けたほうがよいのではないかというご意見です。

32 番は、道路供用後の大気汚染物質および騒音について調査することというコメントをいただきました。

33 番も調査項目についてですが、Bassac Marsh は今回のサイトの近くにある湿地で、これに対する影響を調査すること。

そして 34 番は、今回橋梁が造られたとして、交通事情が改善された場合に、その派生的影響として、カンボジアにおける木材の違法伐採、違法取引が増加する可能性について調査検討を行うことという提案をいただいています。

こちらまでが、主に来年度に計画されている EIA に対する JICA の支援、環境社会影響調査の内容に対するコメントです。

35 番以降からは、報告書の取りまとめの方法等に関するコメントになります。35 番は、カンボジア国内の手続きについて、必要とされる EIA の許認可の時期、そして事業認可の過程についても盛り込むことということで、その他という形でコメントをいただきました。

36 番は、その他のオプションということで、この案件については橋を架けるルート、さらに橋を造るか、それともフェリーのほうを増強するかといったさまざまなオプションが検討されていて、それぞれのオプションについて選考する理由、あるいは選考される理由を明記することというコメントをいただいています。

37 番は、略語表 (abbreviation) のリストを作成して、報告書に含めることというコメントです。

38 番は要求で、カンボジアで以前、無償事業で造られているきずな橋の地区に関して、PAP (Project Affected People) についての基本的な情報を記載すること、というものをいただいています。

39 番は、対象地域の地形図、流域図、植生図を IEE に掲載すべきであるという要求をいただきました。

40 番は、動物相、植物相に関して生息種、生育種のリストおよびそれらの種の重要性を明示した表を掲載することという要求をいただいています。

41 番は、対象地域における自然保護区、野生生物生息地などの法的にゾーニングされた保護地域についての有無を明示することを要求としていただきました。

42 番は、タイトルで示している 6.1.1 の Scoping for IEE の Natural Environment という部分と 6.2 の違いを明確にすることというコメントをいただいています。こちらについては、重複しているので、6.2.2 のほうの Scoping を TOR と修正することにしています。

43 番は、自然環境調査について引用文献のリスト、自然環境調査に従事したメンバーの一覧、そして調査方法および調査期間を明示することという要求をいただいています。

44 番は、影響項目ごとの順序と、インテリムレポートに添付されている Table の順序に整合性を持たせるとのこと。

45 番も、こちら三つの案のオプションの自然環境について、現状と環境影響等を明示すること。

46 番は、インテリムレポートで「重要な植物種はない」という表現があるのですが、それについて定義、そしてその根拠を明らかにすることというコメントをいただいています。

47 番は、生物の学名をイタリックとし、下線を引くこと。

48、49 番は、共通した項目ですが、橋が完成して供用されたあとの大気汚染の影響について言及する、もしくは調査項目に加えることというコメントです。

50 番は訂正で、実は pH の基準値が 5.0 とだけ書いてあるのですが、実際にはこれは 5.0 から幾つまでという範囲を示しています。こちらは入力ミスなので、修正を行いました。

51 番は、ステークホルダー協議で環境負荷と経済コストに関する情報が提供されたのかどう

かというご質問をいただいています。こちらはステークホルダー協議で説明を行っているので、その旨、報告書に記載したいと考えています。

52番は、第二メコン架橋と接続する国道についても、日本による援助事業が実施されているということで、その調整についてどう行われているのか、また代替案の検討結果によって、援助の重複や無駄が生じないのかというご質問をいただいています。これは、橋が回廊の一部となることによって、その先の道路の整備は不必要になるのではないかというご意見です。

53番は、“Flood Free Zone”についてです。橋へのアプローチ道路が堤防の役割を果たすので、洪水の際に影響を被らない地域ができます。それに対する土地利用に関する制度について記述することというコメントをいただいています。

54番は、Flora/FaunaのTableです。これはIEEの際に影響についてはC(植物相、動物相への影響は低い)となっているのですが、それについて明確な根拠を示すことというコメントをいただきました。

55番は修正で、Water QualityとWater quality degradationの違いを説明してくださいというコメントをいただきました。これについては、Water QualityとWater quality degradationの定義と、影響評価の結果が異なっている理由を説明するような表記にしたいと思っています。

56番は、自然環境と社会環境の影響項目を分かりやすく整理すること。これは先ほど31番でご説明させていただいたものと同じです。

57番は、IEEの結果として悪臭の影響評価というものがありますが、これは橋を造るオプションではすべてが「現時点では測定困難」となっているのに対して、フェリーを併せて使うオプションについては、「D:ほとんど重要でない」という表記になっています。橋だけの場合は不明ということが、フェリーを加えるオプションはDの理由を示すようにというコメントです。

58番については、立ち退きにかかわる法制度について記述することというコメントです。

59番は、立ち退き対象者への補償の見積もりの根拠を記述することというコメントです。

60番は、Summary of Impacts on Social Environmentは誤りではないかというコメントをいただいています。こちらは修正済みと理解しています。

61番は、Market Priceの見積もり方法について根拠を明らかにすること。

62番については表記の問題で、Social Infrastructure(社会資本)そしてSocial Institutionsを社会制度という表記にしていますが、やや大げさではないかというご指摘をいただきました。これについても適切なものに変えたいと考えています。

63番は、農民の土地保有の法的地位等について記述すること。「土地あり」とされている人は法的にどのような権利を持っているかを明示することというコメントです。

64番、65番は共通している部分がありますが、橋梁建設やそれに伴う土地の価格の変化によって不利益を被る住民について、具体的な補償プログラムを検討すること。

そして65番については、カンボジアでは今、土地に関する紛争が行われていると記述されていますので、これについてその性質を説明することというコメントをいただきました。

そして最後の66番は、万一、建設中に重要な遺産・遺跡が発見された場合にどう対応する

かについて言及することというご意見をいただいています。

以上です。

村山委員長 どうもありがとうございました。

以上、委員の方からいただいたコメントは全部で 66 あります。これについて、これから議論をしたいと思いますが、事業部の方にも今日は来ていただいていますので、まず、コメントとそれに対する回答について誤解があってはいけないので、それぞれ確認をいただいて、もう少し内容を確認したいという点があれば、ぜひお出しいただきたいということが一つです。

それから、今日の議論を踏まえて答申案を作成しますので、答申案に向けてどういった表現がいいか、あるいはどこの点を強調したいか。逆に、この点はもう解決されているので、特に答申案に含める必要はないなどということもしあれば、お出しいただきたいと思います。

では、最初から見ていきたいと思います。今回の諮問は特に、これから行う概要検討に向けて、TOR の内容を中心に諮問をいただいていますので、その点を中心に議論をさせていただきたい。具体的には、1～34 番でしたでしょうか、このあたりを中心にして、残りのインテリムレポートについては少しウエートを落とすということになるかと思いますので、そのあたりもご承知おきいただきたいと思います。

まず、全体にかかわるコメントは、1～4 ですね。田中章委員は今日ご欠席ですね。ですから、このあたりについては満田委員ということになりますが、何か加えてコメント等がありますか。

満田委員 ここに書いてあるとおりなのですが、この開発調査は非常に先進的な手法を用いたというのですが、その結果をその他の JICA 事業に反映することもぜひ検討していただきたい。この調査自体へのコメントではないのですが、全般的なコメントとして言わせていただきました。

村山委員長 そうしますと、あえて答申案に含めるという意味合いのものではないですか。

満田委員 そうかもしれません。

村山委員長 こういうコメントをいただいたという形によろしいですか。

満田委員 はい。

村山委員長 それでは、あと 1～3 は田中章委員のところですが、事業部から加えて何かご質問等ありますか。特によろしいですか。

それでは、全体コメントについてはそのあたりにさせていただいて、次は 5 番からの TOR に関するコメントです。最初のページ、2～3 ページですね。このあたりのコメントをお出しいただいた委員の方々、何か追加でありますか。満田委員、何か。

満田委員 これも書いてあるとおりなのですが、TOR 案がかなりざっくりしたものであったので、もう少し実際に何をやるのか、実測をするのか、あるいは数値予測などはするのかなど、特に大気汚染が基礎調査というようなことになっているので、そこら辺が気になったので、コメントさせていただきました。

濱崎委員 満田委員と同じで、TOR の概要かと思ったのですが、これで今後作業をされるということで、例えば TOR 案のスケジュールで行くと、もう 5 月からスタートするわけですよ

ね。この場合に、TOR案を基にJICAはこれだけ人が必要ですよということで、コンサルタントに対してずっと協議していくことになるのだらうと思います。また、コンサルタントは例えばそれで採択をしていって、人をどれだけ張りつけてやっていくか、それで要するにどれだけお金がかかるかということが分かるはずなのです。

しかし、このままではJICAの方が、どれだけこのEIAに関してサポートしていくのかというのが全く積算できないのではないかと思います。人が入っていませんし、人数も入っていませんし、どのぐらいのレベルの人を入れるのかということ。そうすると「これだけでやってくださいよ」とコンサルタントに言って、コンサルタントはそれを受けて、その範囲内でやっていってしまうということになりかねないのではないかと思います。やはりこのTORというのはとても重要なものだらうと思いますので、EIAをきちんとやっていくのだというJICAの姿勢でもあると思うのです。ですから、ここをもう少しきちんと書いてほしいなと、きちんとというか、細かく書いてほしいなと思いました。

以上です。

田中副委員長 私も今のお二方のご意見と全く一緒ですが、このTOR案の今の部分では、私の書かせていただいたところで言いますと、ベースライン状況の総合的レビューという大項目でしか書いていません。やはりその項目を、もちろん現地で取れるもの、取れないもの、調査が可能なものなどいろいろあるとは思いますが、少なくともその項目例とか、項目案のようなものをTORの中に含めておかないと、今、濱崎委員がおっしゃったように、あるものだけで終わってしまうという調査になるのではないかという危惧はあります。少なくともその項目例を示してほしいということで、この7、8番に要求として意見を出させていただいています。この7、8番は併せた形での答申にさせていただいても別にかまわないかと思います。

村山委員長 ありがとうございます。

今のようなご意見ですが、このあたりのご回答としては、「コメントを参考にTORを作成する」となっていますが、もう少し具体的に何かお話しいただけることはありますか。コメントの趣旨はご理解いただいたということでよろしいですか。

倉科 どうもありがとうございます。コメントは非常に具体的なところで、我々もこれを書いているところで、おっしゃったとおりざっくりなところでの記述になっております。どういう項目がいいのか、中でも検討させていただいて、この案件ではどういう項目について注意すべきかというものを我々のほうでも整理させていただいて、今の項目よりも記載事項を少し細かくしたいと思います。そういう形で反映したいと思いますが、よろしいでしょうか。

村山委員長 はい、よろしく願いいたします。

それでは、次のページに行かせていただきます。4ページは和田委員、濱崎委員ですね。

和田委員 9番を若干補足させていただきます。AHP法に基づく代替案の選択ということで、AHP法というのは一口で言うと、ステークホルダーの意見を合理的に分析して、代替案を選択するという手法だと理解しています。それは一つの優れた手法だと私は考えていますが、ただ、短所もあるだらうと。

具体的には、環境社会配慮ガイドライン運用のための基礎研究というところにも若干触れら

れていましたが、例えば専門的意見がなかなか入りにくい。本件に基づいて言うならば、例えば自然環境の中で極めて重要な項目がある場合であっても、そのようなものに対する専門的評価というのが欠如する可能性はあるのではないかと。そういった短所も踏まえ、なおかつ JICA のガイドラインにも書いてあるように、代替案の選定においてはできるだけ定量的な評価に努めて行くとあったと思います。

そういったことも含めると、必ずしもこの AHP 法に全面的に依拠して、本件で選ばれた代替案が最適なものであると決めつけるわけにはいかないだろうと。こういったことがこのコメントの背景、私の考え方としてあるわけです。

村山委員長 そうしますと、手法そのものの妥当性も再度検討したほうが良いということですか。

和田委員 基本的に手法そのものはこれでいいと思っています。ただ、その欠点に十分に着目してほしいという観点からのコメントです。

村山委員長 事務局からいただいているコメント、回答の内容では、必要が出てきた場合には対処をするということですか。そのような形でよろしいですか。

和田委員 はい、それでけっこうです。

郡司 補足説明をさせていただきます。

調査団が AHP 法を使うに当たっては、大きく二つの段階でやっています。第一段階ではまず、AHP には、代替案と評価基準という二つの大きな要素があるわけですが、評価基準ごとに各代替案の優劣の比較を行ったのは専門家、つまりコンサルタント側です。それに対して、第二段階では、経済的な基準や社会環境、自然環境それぞれの評価基準の重みづけがありますが、それぞれの重みづけはステークホルダーへのインタビュー調査を実施し、どのような志向、あるいは考えを持っているかということグループごとに分析して、それらの傾向を見ました。それから、調査団自身も重みづけをどうするかということも AHP で分析しました。ですから、調査団がかってにやって、それで重みづけをしたのではなくて、他のステークホルダーの重みづけも参考にしながら検討した結果、同じような傾向をみんな持っていることが確認できました。一部、ドナークループは環境に対するウエートが非常に大きかったのですが、そういった非常に特徴的なものもありますが、それも含めて評価軸の重みづけをしました。

それから、代替案に関する数量的なこと、例えば予備的な経済分析も行いましたし、効果費用分析のようなこともしました。しかし、そういうことは周辺住民に説明してもよく分かりませんから、それはコンサル側で、例えば B/C というような「経済的效果」という評価に対して、例えばルート A、B、C があれば、それぞれがどれぐらいになって、「これは A のほうが高いな」というのはコンサル側で判断しています。しかし、「経済効果」というのが「安全性」と比較してどちらに優位性があるかということは、コンサルも含めて各ステークホルダーがその重みづけを提案できるようにしました。

ですから、あるグループに偏らないような形で、評価の重みづけを比較し、純粋に技術的な部分についてはコンサルが中心になって、その評価を行いました。ですから、全く専門的なことを排除して、それを考慮に入れずステークホルダーが主観的に判断をしたということではあ

りません。両方がなるべく交わるようにして評価しました。

和田委員 いいですか。そのあたりの手法は私も第2章を読んで一応の理解はしているつもりです。そのうえで AHP 法の弱点として、やはり私が指摘しているようなことはあるのではないかと考えているわけです。

それともう一つ質問ですが、今おっしゃったのは代替案に関する費用効果分析も一応はなされているということですね。それについての記載はなかったですね。

郡司 Appendix のほうに B/C などの値を載せています。経済効果としてそれぞれのリターンがどうであったかとか、「フェリーと橋」、「橋だけ」の場合、「フェリーだけ」の場合などの費用効果分析をしています。

村山委員長 こういう事業で AHP を使うというのは、私などは非常に評価をするのですが、評価をする側によってかなり値が変わったり、恐らくステークホルダーによって重みづけが少し違うのではないかと。あるいは、ステークホルダーの中でも評価の整合性が取れなくなる場合もあるような気がするのですが。そういった点もある程度クリアされているということですか。

郡司 ある意味で不安な気持ちでやったのです。結果がある程度期待されたものであったので、公にというか、レポーティングの中まで紹介できたということは当然ある訳です。もともと例えばステークホルダーをグループ化すること自体もどの程度の意味があるかとか、元を正せば個人個人であるわけで、置かれている立場は違いますが、それらがどの程度意味のある違いを出してくれるかということも、実は結果を見てみないと分からなかったという点があります。ですから出た結果を見ると、今回はひょっとしたら、たまたまうまくいったということなのかもしれません。そうではなくて、非常にばらつきのある結果になる可能性も当然、対象案件やステークホルダーの置かれている立場、特に政治的な意図が強い場合など、ステークホルダーの評価基準に対する重みづけに大きな違いが出てくる可能性はあると思います。

柳委員 1 ブロック何人ぐらいですか。

郡司 全部で 100 人ぐらいです。グループが 12 グループですから、平均すると 10 人ぐらいですか。

柳委員 10 人というのは、こういう方法をやるのには少し多いのですよね。6～7人ぐらい。ただ、多様な意見が出てくるためにも、それが今おっしゃったように、どういう人で構成されるか、どのように振り分けるかでかなりばらつきが出てくるだろうと思います。悪くはないのですが、難しいなという気もします。

村山委員長 では9番については、一応この段階ではこの手法を使って代替案を選ばれたということですので、これで進んでいって、もし問題が出てくれば再検討をしていく。

それから、10番、11番については濱崎委員です。

濱崎委員 英文のほうが和文よりも少し詳細に書いてありますが、今回の件で修正をよろしくお願いします。11番についてはこれでけっこうです。

村山委員長 それでは、次のページの12～15番あたりまで。今日は川村委員がご欠席ですね。濱崎委員、和田委員はいかがでしょう。

濱崎委員 IEE の段階ですでにかなり調査をされているわけですね。要するに、IEE の結果

を EIA に取り込んでいくという意味のレビューと考えるとよろしいのでしょうか。そうであれば、そうなのかなと。また改めて調査するというわけではないということですか。

村山委員長 いかがでしょうか。

本図 IEE のほうは既存の資料と、ポイント、ポイントで実測を多少やっていますが、EIA のほうは選択されたルートにおいて実測中心で調査をしますので、その関係で、レビューというよりはもう少し深い調査、例えば EIA 支援調査の位置づけになると考えています。

濱崎委員 EIA のほうにレビューと書いてあったのですが、実測といっても方法ですから、すべて文字情報として残っているものですね。政府なりが決めていたものですから、また何かさらにあるのかなと思ひまして、ですから、IEE からの情報を EIA に取り込んでいくという意味でよろしいのですよね。

本図 ごめんなさい、そういうことです。

村山委員長 和田委員は？

和田委員 特に補足することはありません。

村山委員長 では、ここの部分はよろしいですか。

それでは、次の 6 ページは田中奈美委員。

田中副委員長 16、17、18 はいずれも TOR の「(4) 重要な環境影響の本格的分析」という項目に係るところです。これは 16 番でいっている影響項目間の総合的な分析を行うことを要求したいというのは、影響項目の中身において、要するにお互いに関係のある項目については間の相互関係を見てほしいということで、この 17、18 で挙げている項目というのがその具体的な例で、「(以下項目参照)」というのは、この 17、18 に挙がっているそれぞれ「非自発的住民移転と地元経済項目間の総合分析」および「脆弱な社会グループ、ジェンダー、子供の権利項目間の総合分析」というようにかかってくるとご理解いただければと思います。ですから、この部分に関しては 16 の頭に出ているような影響項目間の中で相互関係があるものに関しては、互いの関係を分析してもらいたいというのが、答申で言えば大きなコメントと受け止めていただければと思います。

当然、それ以外の項目に関しても、今いろいろな調査項目もご検討されているということですので、その中で関係が深いものについては、併せた形での相互分析をぜひやっていただきたいということです。

村山委員長 そうしますと、ここの三つは合わせる形でまとめてよろしいですね。

田中副委員長 そうです。そうしていただいたほうが。

村山委員長 和田委員はいかがでしょうか。

和田委員 はい。19 に関してはこのとおりでいいのですが、次の 20 に関してコメントをしてよろしいでしょうか。若干補足しておく、先ほどの AHP 法とも関連してくるのですが、“Impact on local livelihood” という項目について、経済的なダメージをステークホルダーたち、特に地元の人たちは重視しているのかなと思ったら、そうではなくて、むしろ架橋建設による経済的発展というものが評価されています。そこに私は少し疑問を持ちました。というのは、これは日本などでもよくあることですが、地方や過疎地域などで公共工事をやる場合に、

公共工事に伴う職（仕事）が増えるということで、地元ではそれを歓迎することが多いのですが、ただそれは工事期間中だけであって、永続的に職が増えるというわけではない。にもかかわらず、地元のほうは職が増えるということ、仕事がやってくるということを過大視するということが考えられます。

ですから、AHP 法に基づいて意見を聴取したときに、永続的に経済が発展するのだという一種の幻想がなかったのかなと気になったわけです。具体的には、ここにはフェリー運行団体に働いていた人たちの失業問題にのみ触れています。しかし、理由のところの最後のほうにも書いた一般論として、特に橋が建設されたあとの失業問題一般に関して注意深く見ていく必要があるのではないかという趣旨でもこのコメントをさせていただきました。

村山委員長 今の点はいかがでしょうか。例えば情報提供はどういう形でされたのですか。重みづけを検討する前に、恐らくいろいろなお説明をされているのだと思いますが。

郡司 調査団からお答えさせていただきます。

ステークホルダーミーティングは大きく三つの地域、あるいは対象者を分けてやっています。主にプノンペンでやる会議は中央省庁、それから民間セクターなど、どちらかというところ、いろいろな民間および官の中央的な組織が中心になっています。州政府からのステークホルダーなどはプノンペンに参加しています。それから、ネアックルンの周辺のいわゆる影響地域の人々を対象にしたカンボジア人グループ。それから、マイノリティといわれるベトナム人およびイスラム教のチャム族などプノンペンのグループを含め三つのグループでやっています。先ほど来言われているいわゆる経済的な負のインパクトを受けやすい人々はマイノリティおよびフェリーの船着き場周辺で働いている物売り、それからフェリー乗船前に車を止めて、その間に食事をしたりするレストランの経営者や従業員たちがそういう影響を受けやすい人たちです。地域住民からステークホルダーを選出することに当たっては、直接的な影響を受けるであろう人たちに中心を当てたサンプリングはしていません。

というのは、架橋地点がまだ決まっていない段階でステークホルダーは選ばれていますから、いろいろなところから村単位、コミュニティ単位で選んでいます。そういう意味では、先ほどご指摘のあった直接的な影響を受けるであろう人たちの声の一つのグループとして大きくなっているとは確かにいえないのです。AHP の中で地域住民というグループを設けていますが、そういう人たちのあるグループとしてそれを選定していないので、それは薄まっているであろうと思います。

ただ、我々が将来起きるであろうそういった負の影響に関しては、ステークホルダーミーティングの中で指摘しながら話をしています。以前に NGO のかたからも、住民はなかなかそういった負の影響があるということを認識しきれていない、まだ分かっていないということがあるので、そういうことをちゃんと最初の段階から伝える必要がありますよという指摘も受けています。今回も先程委員がおっしゃったように、建設の時期は2～3年ワットとブームがあるかもしれませんが、それがなくなったらみんな職業がなくなってしまうよとか、そういうことに対するインパクトはどういうものかということをお互いに理解されるような形でプレゼンテーションもしています。こうした負の影響を認識させることは、非常に意識しました。

ただ、その受け止め方が、ルートがまだ決まっていない段階であるといった中では、将来非自発的な移転をしなければいけないと自ら想定しにくい状況でどの程度の真剣さで考えたか、とらえたかというのは確かに問題があるかと思います。調査団としては、そういった影響があるだろうという内容については、極力説明するという姿勢で、ステークホルダーには臨みました。

とはいうものの、ただ言ったからいいというわけではありません。今回、我々がいただいている TOR の中でも、「地域振興」という言葉になってしまっていますが、具体的にはやはりそういったミティゲーションの方策として何ができるのかということも問われています。Flood-free Land（輪中）ができて、それを地域開発の拠点にするような提案もありますが、それは非常に大きい話なのです。ですから、それはあくまでも提案として、輪中地域の土地利用やゾーニングといったことを報告書で述べています。しかし、これを実現化していくためには、実は相手政府、公共事業省との間でこれを法律としてちゃんと制度の中に取り入れていくようなことまでしなくてはいけないので、それはもう少し時間のかかる話だと思います。

あるいは、住民参加による計画を立案するといったことが今後必要なかどうか。それは次の段階の話になると思います。橋梁の建設時には、建設ヤードができますから、それをどうやって維持して、活用していくかということは公共事業省も非常に関心を持っています。彼らは決してその土地をリースで借りて、建設が終わったら返却ということではなくて、自分たちでその土地を買い上げて、それを一つには、日本の場合は道の駅などがありますが、そういう形でのサービスセンターの建設や、あるいは 37.5m ぐらいの高い橋になるので、かなり眺望のいい場所ができます。娯楽のない人たちなので、立ち寄って景色を眺めるような所にプラザ的なショップを設けたりというような提案はしようと思っています。

和田委員 質問をよろしいですか。

負の影響も説明をされたというのは分かるのですが、ただ、今おっしゃったように、決まったものではないのかもしれませんが、跡地を利用して経済発展の拠点にしようというような計画もあるわけですね。そういった負の影響とプラスの影響の両方を説明したうえでの住民の意見として、経済発展に期待するというものができ上がっているというように聞いてよろしいのですか。

郡司 はい。

和田委員 そうすると、住民が決まったものではない計画に対して、過大な期待を寄せているという可能性もあるわけですか。

郡司 その辺は直接的には compensation（補償）に対する関心が一番高かったです。自分たちの移転先がどこになるかということは当然ありますが、土地を持っている人間にしてみると、まずは補償ということで、マーケットプライス自体の問題はいろいろとありますが、適切な補償によって移転するのであれば受け入れるという意見が非常に多くて、直接的な反対意見はあまり聞かれませんでした。ですから、今後 EIA の中では、直接的な負の影響を受ける売り子というような人たちに対しては直接聞けますので、負の影響に対して何をなしうるのか、あるいは彼らが抱えている問題というのは何なのか。どうもあの辺でマイノリティが売り子をやっている人たちには多いようです。ですから、先ほど総合的なというお話がありましたが、マイノ

リティと経済的に影響を受けやすい人というのはやはり関連しているようです。そのような人たちが例えば建設ヤード跡地を「道の駅」にするとしても、そこに実際入れる人というのは売り子ではないわけです。多分そういうところでも売り子として参加できるのかどうかとか、新しい施設ができたときにもそういう機会が同じように保証されているということが重要なのかと思います。

和田委員 最後にコメントとして、もちろん今後のステークホルダー協議、住民協議の中で、できるだけ正確に負の影響に関する予測を与えていくということは非常に重要だと思いますが、それと同時に、このコメントに書いた失業対策に関しても十分考慮していただきたいと思います。

村山委員長 こういった案件で AHP をお使いになったというのは、先ほども申し上げたとおり、評価をする部分があります。ただ、やはり橋があるないで影響を受ける人というのは割と分かるような気もするので、それを明確にしてステークホルダーとして加えてもよかったですような気がします。ですから、今後こういうことがあれば、そういう方向で進めていただく必要があるように思います。この後は、先ほど田中奈美委員からご指摘のあったいろいろな項目間の相互関係の中に、住民移転の対象者や経済的な影響を受けるかたなどが入ってくると思います。その点を十分考慮していただきたいと思います。

それでは、その後の 21 番、22 番のあたりはよろしいでしょうか。

田中副委員長 21、22、23 も TOR の 6 番「環境社会影響に関する緩和策およびモニタリング計画の策定」というところに係ってしまっていて、今議論されていたことと近いと思うのですが、要するに実際に整備が始まったときに、フェリーが継続される期間と、完了後にはフェリーが廃止されるという大きく二つの時期があるかと思います。そのときにおけるそれぞれの地域経済がどういう影響を受けるか。それには、まさに出ていましたが、どういう人たちが負の影響を受けるのかといったことを最初の段階で明確にしておいて、その人たちが次はどうなるのかというようなところまでの提案が入ってくると非常に望ましいのではないかと考えて、このコメントを述べさせていただいています。

もちろん直接的に雇用などが影響を受ける人も出てくると思いますが、同時にマーケットのことにしても特に 22 番で言っていますが、このマーケット自体が地域住民向けに存在していると報告書に書いてあったのですが、その場合に、フェリーが廃止になったあとにマーケットがなくなってしまうと、結局はそこで商売をしている人もそうですし、そこに住んでいる地域、周りの人たちも影響を受けるのではないかと懸念があります。その点に関してもう少し調べていただいて、それがどのように緩和されるかということはこの調査の中で明らかにしていただきたいということです。

ですから、この 21～23 までもまとめて一つのコメントとして答申としていただければ幸いです。

村山委員長 では、23 までまとめて三つという形でもよろしいですね。

田中副委員長 はい。

村山委員長 その後の 24 番、満田委員の点は。

満田委員 これは今回、今後1年かけてやる EIA や RAP 関係の調査結果を今後この事業を実現するに当たって、やっていくのはカンボジアの政府関係者だと思いますが、本当に確実に実施していくのかということ若干懸念してこういうコメントにさせていただきました。

この事業の事前評価報告書で NGO に聴き取り調査をしているのですが、そのときにドナーの定める RAP に従った補償をカンボジアがしないことや、移転に関しては補償額があまりに低すぎて、算定根拠が不明というようなかなりシビアな意見がたくさん出ています。この事業はせっかく先進的な手法を用いて、素晴らしい開発調査をやっているのですが、その後それを最大限反映させて事業が実施されていくような何か仕掛けが、この開発調査の中でできればいいのではないかと。私の考えではせいぜいワークショップ、セミナーというあたりしかないのですが、そういったような措置を考えてほしいといった趣旨のコメントです。

村山委員長 よろしいですか。

それから、25番はお名前が入っていないようですが、どなたでしょうか。

満田委員 25番ですか。25番は私です。

村山委員長 そうですか。かなり詳しくお書きになっているようです。

満田委員 住民移転の枠組み計画を策定するという点について、念のためコメントさせていただきました。特に私が気になっている点は、やはり補償です。26番にかかってくるのですが、適正補償単価算出のための調査をきっちりやって、マーケットプライスやリプレースメントコストなるものが一体幾らなのか。あるいは、ほっておけば補償外とされてしまうような住民、例えば不法住民とされてしまったような住民への補償はどのように考えていくのか。非常に難しい話で、下手をすると内政干渉になりかねないような話で、今までドナーが踏み込まないできた部分だと思うのですが、ここまでやるからにはぜひ、補償というものに踏み込んだきっちりした調査をしてほしいと思います。

村山委員長 今のお話で、27番ぐらいまで大体カバーされたと考えてよろしいですか。

満田委員 はい。

村山委員長 今の点は何かコメントがありますか。

郡司 調査団からですが、JICA の新しいガイドラインに従って調整していますが、ベストプラクティスとしての環境配慮、社会配慮というものを調査団の提案として、それはそれとしてやはり出すべきだと思っています。ただ、現実の問題というか、現状ではこうであるということは、やはりその国の枠組みの中でありますので、調査団としてはそれをぐいぐいと何らかの前提条件にするということは、調査の目的として適切かどうか、その辺は迷うところです。ただ、あくまでもベストプラクティスとしての方向性というものについては、示していきたいと思っています。

満田委員 ベストプラクティスとおっしゃっている意味では、本調査として望ましい方向性という意味ですか。

郡司 そうです。

満田委員 つまり、カンボジアの既存政府に対して何か物申すということではできないけれども、本調査としてはこうするという方向性は示せるということでしょうか。

郡司 はい。

満田委員 多分、それ以上のことは JICA としての政策とか、相手国への働きかけとか、そういうほうにまで行ってしまおうのだと思われるのですが、JICA さんとしてはどのようにお考えなのでしょうか。

上條 これは JICA の意見ではなくて、私の意見ですが、前も何度か言ったことがあるので、同じことをまた言うのかという感じで聞かれるかもしれませんが、開発援助の中でやっている環境社会配慮ですので、その中でも 2 国間でやっている援助の中の環境社会配慮ですので、相手国はもちろん相手国の法律があって、その中で私たちは支援をしているわけです。もちろん相手国は住民移転の事業は、JICA の関係するものだけではなくて、自分たちでやっている事業もあるでしょうし、いろいろなドナーがかかわった事業があると思います。相手国の公務員のかたの立場からすれば、JICA が絡むから高くするとか、国内だけでやれば低くするというわけにはなかなかいかないと思うので・・・。

満田委員 今、補償金の話ですよ。

上條 そうですね。補償の基準というのですか。そのときにやはり彼らの財源でやることでしょから、私たちは強制的なことはやめてくださいということは言い続けると思いますし、なるべく合意を取り付けてやってくださいということは言うと思います。もちろん、金だけポンとあげて終わりにするのはなかなか乱暴なのではないですかということには思います。何らかの別の形で補償ができないのかとか、いろいろな生計を維持するための何か方策は講じられないのでしょうかと、提案するということはあると思いますが、単価を高くすることとは難しいと思います。

満田委員 ただし、JICA さんのガイドライン上、移転の前後での生活レベルの改善、あるいは少なくとも維持が規定されていると思いますが、そうすると、本当に補償単価がリプレースメントコストより低ければ、どんなにケアをしたところで、その規定が達成できないものになりますよね。相手国の補償単価が低かった場合、それに準じてやってくださいということは、ガイドラインが満たせない恐れがあるということにつながるわけですね。そこら辺・・・。

上條 いや、それは満たせないとは思っていません、私たちは、最終的に基準はどこになってしまうのかというのは相手国の法律に基づくことになると思います。もちろん、最終的に移転が発生してしまって、生計維持のためのいろいろな方策を講じられて、何か別の職を与えられるなど、うまく問題を解決できる場合もあると思います。最終的な基準で、移転してもらわなければいけなくなって、それをある程度金銭で補償しなければいけないということになったときに、その金額は相手国の法律に基づいてなされるということにはしかたのないことだと思います。そして、それがガイドライン違反だとは私たちは思っていません。ただ、そのプロセスは大事だと思います。

満田委員 いやいや、通常、例えば世銀や ADB が自分のところの事業をやるときに、相手国の基準のままにするかということ、やはりそこら辺はだましましと申しますか、相手国の単価を用いるにしろ、別の名目でプラスアルファしてリプレースメントコストとするような努力をしています。要はギャップを・・・。

上條 しかし、それも結局相手国の基準を適用しているわけですよ。名目とおっしゃっても、結局相手の中で合理的な説明ができる範囲でやっているわけですよ。例えば、相手国の公共事業省のかたであれば、そのかたが財政当局にきちんと説明できる中でやりくりしてやっぴらっしゃるわけですよ。

満田委員 それをいいとは私は思いませんが、完全にダブルスタンダードで、要は世銀、ADBなどのドナー事業においては公然と、要は補償金が高く設定されてしまっているという状況は、結果的には生じているようですよ。

上條 それは私は直接確認したことがないので分かりません。

満田委員 要は、ガイドラインなるものを遵守するというのは、せんじ詰めてみればそういうことなのですよ。

上條 私は逆にそれをやってしまうとよくないと思います。これも個人的な考えですが、例えば JICA がかわる、日本がかわりますと。日本がかわる ODA 事業なので、ある部分の単価を高くしてくださいと。金銭の補償をしなければいけないときに、その金額を高くしてくださいと。まず、日本国政府がそんなことを相手国政府に言えないと思いますが、もしそういうことを言ってしまったとしたら、では日本には住民移転が発生するような案件はもう頼みませんという結果になると思います。それでいいのか。

それがいいのかということ考えたときに、なぜ日本が、またなぜ JICA が環境社会配慮ガイドラインを作ってそういうことをやるのかということに戻ってくると思います。それは、これも僕の個人的意見ですが、究極的には相手国政府が自分たちできちんとやってくればいっばいいわけですよ。それが住民の人たちも納得してくれて、やってくださればいいと。ですから、日本が高いハードルを相手に示せば、「じゃあ、もう日本でかってにやってくれ」「日本で全部金をつけて日本でやってください」と、多分モラルハザードのようなものが起きてしまうのか、それでもなければ、日本には住民移転が発生するものはもう頼まないで、住民移転が発生しないようなきれいな案件を頼みますと。カンボジアにとってみたら、日本から例えば 100 なら 100 の援助が取ればいいわけで、それが住民移転が発生するもので 100 もらうのか、発生しないもので 100 もらうのかということは、マクロ的にはあまり関係がないことになってしまうと思うので、そうなると思逆によくはないのではないかと思います。繰り返してしましますが。

満田委員 ご懸念は分かりますし、それはそうだと思うのですが、しかし一方でリプレースメントコストなるマーケットプライスに基づく補償金が受けられない限り、やはりどんなソフト手段を積み重ねたところで、住民は今住んでいるこの土地と同等の土地を買うことができず、結果的に非常に多い確率で生活レベルが下がるという事態があります。それは何も日本の高い基準を押しつけるとか、国際的な高い基準を押しつけるということではなくて、通常、同じような文言が相手国の法律の基本論的なところに書いてあるようなことを使おうとすれば、幾らでも解釈ができる余地があります。要は、現行行われている既存の事業の通常やられている単価よりも結果的には高くなってしまいかもしれませんが、ガイドライン遵守という意味ではやむをえないというか、望ましいことなのではないかと私は考えています。

村山委員長 すみません。かなり一般論に入ってきている部分があるので、一足飛びにベストな状態に持っていくことはできないと思うのです。ただ、一方で、だからといって相手国の基準でいいという言い方もちょっと私には受け入れ難いところもあります。徐々にそういう方向に改善していくという方向はあっていいと思います。少なくとも、相手国が示している基準でさえもちゃんと守られていないという状況があるようにも思いますので、最低限それはちゃんとクリアしていただいて、計画もちゃんと策定していただくと、そのあたりについてはTORの中で検討していただきたいと思います。

松本委員 カンボジアの住民移転の問題、補償の問題というのは非常に大きいことだと思いますので、満田さんの言葉を借りれば、ほかのことでどれだけ頑張っても、もしこの補償で住民に大きな不満が残ると、今までやってきたことがすべて批判の対象になってしまうようなおそれもあるので、私はいちばん慎重に対応すべきポイントであると思います。

2国間の難しさというのは上條さんのおっしゃった点だと思いますし、そのこと自体は私も経験上理解はしますが、だとすれば、例えばポイペットあたりの区間は2003年度からADBが支援をしようとしていて、補償の見直しをカンボジア政府に働きかけています。合意したものが実施されないので、ADBは今その区間をストップしているような状況があります。ですから、今マルチがやっているような動きとタイアップをして、カンボジアの道路網全体で起きている今の補償問題はカンボジアのROWにまつわるさまざまな事情もあるので、できればJICAとADBが一緒になって、今、満田さんが提案されているようなことを対応できるようにしていけばいいと思います。

そういう意味では、相手国政府のスタンダードをがちがちに守らなければいけないとか、援助機関を押しつけてあるとかいう議論ではなくて、すでにADBなどはそういうことをやっているわけですし、ADBのステークホルダーであり、カンボジア政府というのはADBの出資国の一つですから、そういう枠組みをうまく使って、ガイドラインに書いてある生活レベルを落とさない、できれば上げるという方針を実現するために具体的にTORに書き込んでいただくというようにすればいいと思います。満田さんの話したとおり、方法は幾らでもあると思いますので、こちらかこちらではなくて、特にこの件ではぜひADBと緊密に連絡を取り合いながらやっていただければいいと思います。

富本 今のお話はちょっと違うような気がしているのですが、いいですか。我々は例えば国道一号線の例で言えば、ADBの補償が非常に不十分で、ADBの結果によって生活が非常に困窮してしまったという事実があって、そして地元の住民がJICAに対して、あるいは日本政府に対しては、より慎重にやってくれという対応から我々はこのようにしているのであって、ADBがやっていることをJICAに見習えというのはちょっとおかしいのではないかと思います。

松本委員 それはアップデートが足りなくて、ADBはあの反省を生かして、今・・・。

富本 いや、今言ったことは分かっていますが、そういう前提がまずあるということを言っていないと、ADBが先行しているからJICAはそれに従えという言い方はちょっとおかしいだろうと思います。

それから、ADBのマニユエバリングの話をされましたが、これは事実と反すると思います。

もしそういうことがあるとすれば、我々としては嚴重に ADB に言わなければならない。もしかりに、先方政府に対して何らかの補償金を出すということであれば、それは他のドナーとの約束事と違うと思います。そういうことはドナーがやってはいかんとします。日本政府もやらないという立場ですから。あくまでも先方政府が補償金についてできるだけ改善を求めるといのが今の我々のスタンスであって、これは現地の大使館も含めて、先方政府に対しては申し入れをしているところです。

同時に、我々も他のドナーの動きは見ていますが、そういった何らかの形で追加的な補償を独自のプロジェクトだけにしてしまったら、先ほど上條君の言ったとおり、それは抜け駆けになってしまうということで、これはいかんとします。できれば、ADB も JICA も JBIC も同じラインに立って、カンボジア政府がやることに対して要求をしていくし、支援をしていくということでなければ、この話はなかなか前に進まないだろうと思います。その中で何らかの努力がどこかの団体で、ADB や JBIC でもあったということであれば、それに我々は合わせていくと。あるいは、今おっしゃったように JICA が先行的にやれと言うのなら、JICA が先行する努力はしますが、あくまでも相手国政府がやらなければならない努力にまず一つはあると思います。財政状況なども見て、それから住民の合意形成というプロセスも見て、そのうえでやっていかなければならないと思います。

この案件、あるいは一号線の案件について、もし調査団のやっている努力がまだ足りないというのであれば、それはご指摘していただけたらいいと思いますが、一般論でそういうギャップがあるのではないかという予想でものを言われるのはおかしいのではないかと思います。この特定の案件について、今後の中で具体的にガイドラインの趣旨に沿わないような事実があるならば、そこは言っていただきたいと思います。そこはいかがでしょう。もう少し正確に物事を言わないと、どうも抽象論で物事が進んでいます。この案件の本当に審査を言っているのか、そうでないのかということがちょっと議論が分からなくなっています。

満田委員 すみません。そこら辺は精査が不足していたのかもしれませんが、要はカンボジアの過去の案件の評判やレビューに基づきますと、放置するとドナーが支援して望ましい住民移転計画案のようなものがあつたとしても、結果的には補償がかなり低いレベルで設定されてしまったり、あるいは補償を本人に帰さないような理由で不法と判断されて、適当な補償を得られずに生活レベルが下がってしまったという住民もいます。要は開発調査をいかに頑張つてやったところで、そのあとの事業実施という面でそういう事態が幾らでも起こりうる。抽象的で申し訳ないのですが、そのために結果を反映するような十分な措置や検討を開発調査の中でやっていただきたいと思います。

富本 おっしゃるとおりだと思います。ただし、もう少し JICA がやった、あるいは外国の政府がやった先行事例というものを見ていただいて、幾つかの案件においてはそういう部分に十分配慮したのもあつたかもしれません。その中では住民の生活状態がある程度維持されているものもあるかもしれません。全くすべてが悪化されたものではないかもしれないということも踏まえたうえで、ご発言いただきたいと思います。

松本委員 富本さんの話と上條さんの話は必ずしも同じことを言っていないと思っているの

で、確認をしたいのですが、つまり、カンボジア政府に補償単価というこういう政策があったと、それは 100%それで行く。そうすれば JICA のガイドラインは遵守されると考えるのか。やはり JICA は JICA のガイドラインを遵守するために、相手国政府の制度も見ながら、しかし追加的に適切な何か対策も検討しながら、住民の意向も考えながら、そこは柔軟に対応することなのか。後者であれば、私はさらに意見はありませんが、もし前者であれば、やはり考えなければいけないと思うので、そこだけ確認をさせてほしいのです。

富本 後者です。それはこれまでも 1 年ぐらいいわって一号線の案件でもやってきたと思いますし、この案件でもこういう一つの結論になったということも先ほど評価をいただきましたが、合わせて、今後 IEE をやっていく場合に、そういった点も十分注意しながらやっていくということは同じだと思います。ただ、現実にカンボジア政府の財政状況や能力の問題でできるかどうかという問題については、やはり相当真剣に見ていかなければいけないし、そのうえで判断するということになります。

田中研一 専門員の田中です。

今の松本さんのご質問に対して、ご参考までに申し上げますが、私も JICA のスタンスは後者だと思っています。国道一号線の案件については、すでに工事が始まるのを予定して、ベーシックデザインをやっている段階ですので、もう補償ということが非常に身近な話題になっています。ですから、補償単価を国としてどういう形で決めていったのかということを一応調査団で調べていただいたりしています。これは数年に一度単価が決まっていくわけですが、そのときに今後は、先ほどおっしゃったようなアジア開発銀行や世銀といった人たちと歩調をそろえながら、その問題については JICA としても対応していくということになるのだと思っています。

ここで大事なのは、国道一号線のようにすぐに工事を実施することを前提でやっている案件の補償の考え方があります。今回のメコン第 2 架橋については、フェリーボートを 1 隻投入して、どれだけ交通利用量もつかということで架橋の建設も考えようということをやっていますので、多分補償のことについては相当先のことになると思います。ですから、そのあたりのことを含めたうえで、今回いろいろご意見をいただいていることを考えていったらよろしいのではないかと、実務的にはそのように思っています。

ですから、ベーシックデザインの場合のこういう考え方と、開発調査のそれも計画段階の非常に早い段階でやっている場合のこういった補償の考え方というのは幾分違うのではないかとと思っています。むしろ、このメコン第 2 架橋のほうが今後将来的には、もっと補償に対する融通が利く可能性があるのではないかとと思っています。

村山委員長 ありがとうございます。だいぶ時間を取りましたので、このあたりで区切りたいと思います。ガイドラインの内容としては、JICA は他の援助機関に比べて最高レベルのものになっていると思いますので、そういう意味では、JICA がぜひリーダーシップを執って、こうしたプログラムの改善に努めていただきたいと思います。私は考えています。

それでは、そのあとの 28 番から次のページですが、夏原委員はご欠席ですので、濱崎委員の部分に何か追加のコメントは。

濱崎委員 まず 28 番はそのように明確にさせていただくということで、これは特に説明はしません。

30 番は、本格的影響分析と基本的影響分析と使い分けておられるのですが、それは一体何なのかということで、ここのご回答を確認すると、要するに C として判断したものについては、今までのデータを使っていくということですね。ということは、IEE でやってきたこととそんなに差はないという。先ほども話がありましたが、IEE のやったことをそのまま EIA に流用するという考え方でよろしいのでしょうか。つまり、既存のデータですから、すでに存在するもので分析していくということですよ。

村山委員長 C については、ということですね。

濱崎委員 C については、そういうことですね。それがいいかどうかというのはちょっと分からないところがあるのですが、分かりました。

31 番については、田中章委員の 1 番と関係するのですが、自然環境と社会環境と大きく二つに分けていらっしゃるんですが、自然環境で分けてもらうにはあまりにも自然環境ではないことがけっこう入っています。廃棄物が自然環境なのかといったらそうではないし、水資源利用 (Water Resource) というものが自然環境なのか。私は社会環境のことはよく分かりませんが、社会環境のことでの話ではなく、要するに人の健康や安全という部分のことですから、これが自然環境の枠組みに入っていること自体がおかしいのではないかと思いますので、ここは大きく真二つに割るのではなくて、もう少し分けていただかないと。これはガイドラインでも、社会環境の部分とそれ以外の部分では、「人間の健康と安全への影響および自然環境への影響」というように言葉が定まっています。こここのところを自然環境と全部入れていらっしゃると思いますが、そこはきちんとしていただきたいと思います。

村山委員長 ガイドラインの中でもこのあたりのカテゴリ分類については、いろいろと議論がありましたので、少し参考にしていただきたいと思います。

それから、次の 32～34 番は満田委員。

満田委員 これは書いてあるとおりです。

村山委員長 よろしいですか。

満田委員 はい。

村山委員長 ここまでで一応、TOR の部分が終わりました。あと残りのインテリムのレポートに関しては、あまり時間をかけられないのですが、ザッと見させていただきたいと思います。12 ページまでのあたりで何か追加で指摘はありますか。よろしいですか。

それでは、13 ページ、14 ページのあたり。ここは田中章委員ですね。そうしますと、次の 15 ページ、16 ページ。

原嶋委員 TOR にも関係がありますが、運用はインテリムから引用しましたので違いますけれども、大気汚染の評価の C については、やはりもう一度吟味していただく必要があるというか。ここは満田委員とも同じです。48 番です。

村山委員長 C 評価を再度検討。どちらかという、上げたほうがいいと。

原嶋委員 このインテリムレポートの中での記述も非常に乏しかったのですが、供用開始後と

というのは、これは交通量などいろいろな変数があるのでしょうか、にできない問題ではないかと。

村山委員長 このあたりはいかがですか。

郡司 対応の中にも書かせていただいています。今回の橋梁渡河地点の状況がいわゆる交通量が多かったり、自然環境保護区であったり、あるいは住宅密集地というところではありませんので、交通量も将来的にせいぜい1万台、2万台ということで、国際幹線とはいえ、量的にはあまり心配ないのですが、ただ住民側が気にしていますので、やはりこれについては現況、それから将来予測、影響予測というものはTORの中に入れる予定でいます。

村山委員長 そうしますと、先ほどの濱崎委員のご意見も関係するのですが、既存データの収集というだけではなくて・・・。

郡司 実測をします。

村山委員長 もされるということですね。そういう意味ではCという判定ではないような気がします。

郡司 IEEの段階で行った、先ほど申し上げたような既存の周辺土地利用や、将来交通量を見た場合に、その影響度は非常に低いだろうという意味でのCはつけてあるのですが、しかし今後、EIAをやるに際しては、やはり住民への説明が当然必要になってきますので、そういう意味では実測をやりたいと考えています。

村山委員長 分かりました。そういう意味では、10ページの30番のご回答は若干修正していただいたほうがいいですかね。Cの場合は既存データの入手のみというような表現となっていますので、実際おやりになることと合わせていただいたほうがいいような感じがしました。

それでは、そのあと、16ページから17～18のあたりはいかがでしょうか。

原嶋委員 幾つかありますが、53番で先ほど調査団のかたからご指摘がありました。"Flood Free Zone(s)"の使い方というのが、将来その周辺のかたにいろいろな面で影響が大きいと思います。拝見していると、今は商業とレジデンシャルのミックスの形になっていますが、この方向性というのは今のままなのか、それともいろいろな形で計画が作られていくのかということはもう決まっていることなのでしょうか。

郡司 実現性の観点からして、特にミティゲーションの観点からは建設ヤード跡地利用というあたりに重きを置きたいと思っています。それから、我々コンサルがいただいているTORの中には地域振興というものがあります。ただ、地域振興というのは、橋ができたからその周辺の地域振興ができるかといいますと、実はそういう話はあまりなくて、もっと広域的な意味合いの中で、このFlood Free Zone、いわゆる輪中としてできる土地を有効に利用すべきであるというのが提案です。あの地域、特にメコン川の東および北東部への地域拠点としてのポテンシャルが高いということを述べてあります。ですから、そういう視点から、将来、国や地方の計画として、あそこの土地を有効に活用して、それによって経済効果を高めるといようなレベルでの提案をさせてもらっています。

ですから、今の法律として土地利用計画を策定するというようなレベルまで踏み込んではいけません。あくまでも将来の方向性を見据えながら、ここの利用をこのようにしたらどうでしょ

うかというプレリミナリーな提案をしています。そこまで、一応これは区切っているのです。というのは、今回は地域計画のプロジェクトではありませんので。

原嶋委員 実際の関心は非常に高いところです。

村山委員長 そのあたりは記述としては記載をしていただくということによろしいですか。

それでは、あと残りはいかがでしょうか。

濱崎委員 18ページの57番ですが、橋がU(予測困難)で、フェリーがD(ほとんど重要ではない)です。UとDがくっついてなぜDになるのかが分からないのです。つまり、UはAかもしれないし、B、C、Dかもしれないということですよね。それが Ferry-Bridge Optionになれば、BridgeのことがUである判断が消えてしまって、Dになることはありえないのではないかと思います。ですから、UにAでもBでも足されたものは、それはUになってしまうのではないですか。

村山委員長 いかがでしょうか。

郡司 フェリーを含めることでDということではなくて、フェリーに橋があれば・・・。

濱崎 予測できるのですか。予測できるというご判断、要するに、「重要ではない」という判断ができるということですか。

郡司 はい。

濱崎 そこがよく分からないのですが、橋については悪臭がないかどうか分からないという状況なのですよね。でも、フェリーと橋をくっつけると、フェリーがD、現時点では重要ではないという判断で、橋は予測困難なわけですね。だったら、予測困難になるのではないかなと思うのです。それがインテリムのところでUとなっているのですが、そのあとにはDという判断になっているのがなぜかなと思いました。

郡司 ちょっと助けを借りましょう。

林田 自然環境を担当している林田と申します。

ここでDと評価したのは、あくまでも現況フェリーオプション(Do-Nothing Scenario)のみに対しての評価です。現況で一応異臭などといったものを両側の対岸で調査しましたが、そういったクレームはありませんでした。ここでUとしましたのは、あくまでもここにありまうように、例えば橋や埠頭といったものを新規に造り、それらに伴う付帯道路ができた場合にそれに応じて周辺の内水排除といった問題が重要になってきます。内水排除の検討は来年次、5月以降のところと具体的に検討する予定で、そのときにどのぐらいの雨がどれぐらいの期間で、どれぐらいのものがどれぐらいの面積で何か月ぐらいたまるかといったことは、まだIEEの段階では不明だったもので、そこでUとさせていただきます。

ここで腐敗臭というものを私は念頭に入れて評価したのですが、これはブラジルのベレンで調査したときに、ちょうどIDBの堤防案件(注:広域排水事業 Macro-Drainage Project, Belem, Para, Brasilに含まれる)で、堤防建設に伴い一部の周辺森林区域の中で、新たに冠水区域ができ、そこから根腐れ等の腐敗臭が出て、周辺の住民が困っているという事例がありましたので、それを念頭に置いております。第2メコン調査では、前述しましたように具体的な内水排除対策が次年度において検討される予定ですので、ここでUとさせていただきます。これに

については、ここにもありますように、内水排除の問題といったファクターが非常に大きいもの
ですので、そういう専門家のかたと一緒に同時並行で検討していきたいと考えています。

濱崎委員 となると、Ferry-Bridge Option だったら U になるのではないですか。

林田 いえ、Ferry - Bridge Option では橋ができるまではフェリーで交通輸送を行い、橋が完
成し供用が開始された後、橋への交通転換を行うということで、フェリー現況案 (Do-Nothing
Scenario) とは異なります。

郡司 フェリープラス橋というのは、最初にフェリーがあって、そのあとに橋。先ほど言った
輪中ができて、そこに内水排除の問題が出てくるので・・・。

濱崎委員 そうしたら、その説明書きを入れておいたほうがよろしいのではないですか。
これを見たら理解できなかったもので、今のご説明を数行でも入れられたほうがよろしいかと思
います。

村山委員長 オプションの内容を明確にしてほしいということですね。よろしいですか。お願
いします。

郡司 その件は多分、他のコメント項目にもあるのですが、各評価項目ごとに説明を整理して
くださいというのがありますので、そこで今のことを入れたいと思います。

濱崎委員 分かりました。ありがとうございました。

村山委員長 よろしくお願ひします。

それでは、よろしいでしょうか。他にありましたら、お出しいただきたいと思います。

富本 この案件について満田さんから、2 ページの 4 番のところ非常にユニークだという評
価をいただいています。私もそう思っています。実は、ここに至るまでに現場のコンサルタ
ントの方々も相当苦労しています。もちろん田中さんにも入っていただいてご苦労いただい
ています。当然、現地政府との間で今後もいろいろ調整をしなければならないという努力も必要
であるし、あるいは現地の大使館なども含めてご協力をいただく必要もあるかと思ひます。と
りあえずはフェリーで計画を進める、要するに現状では交通需要が十分ではないということだ
と思ひます。橋を造れば需要が増えるという議論もあるのですが、我々はそういうオプション
を取らなかったということから、こういった結論が出てくるということは、一つは JICA の新
しいガイドラインが効いてきているのではないかと私は考えています。そういった議論が担当
部の中でも、あるいは現地でも起こってくるのがガイドラインの一つの大きな成果ではない
かと思ひています。

それから、森林との関係について総合的にとらえるという満田さんの意見についても、これ
は非常に難しいわけで、要するに今、要請は橋や道路に来ています。全体をとらえなければな
らないということは非常に重要だと思ひています。政策の一貫性という考え方、あるいは他の
セクターとの整合性を取るということは、より幅の広い調査の中で位置づけていかななくては
いけないのですが、まさにカントリープログラムやセクタープログラムの中で、そういう整合性
や連携の問題というものをとらえていくことを今後示唆しているコメントではないかと思ひ
ます。

最後に補償の問題は、確かにガイドライン上はそのように書いていますが、現状は非常に難

しいわけですが。特にカンボジアは他の周辺国に比べてもその部分が弱くて、各ドナーも苦労していて、かつ住民からの苦情や問題が起こりやすい国です。この案件だけではなくて、他のインフラ案件も相当出てきていますが、一つ一つそういう目配りをしていかなければならない。確かにおっしゃるとおり、まだまだ補償額は十分ではないわけですが。それについて、もしADBのほうで先進的な例があり、ブレイクスルーがあるならば、それに我々も乗っかって、一緒に合わせてプレッシャーをかけていくということも必要かなと思っていますし、現地のNGOのかたからも意見を聴取して、そういうところに近づけていくというような支援のしかたが必要かなと思います。あまりプレッシャーをかけるのもよくないと思っていて、これは彼らの自主的な判断によってできるようにしてもらいたいと思います。それにはやはり財政的な問題も重要です。

もう一つは補償額だけではなくて、移転する土地の状況というのも相当重要で、これについては相当目配りをして考えていかなければいけない。ここは正直言って、JICAも新しい分野です。まだまだ経験が不足しているし、どういう配慮をしてどういう計画を立てたらいいのかということについては、これから学習していかなければならないと思いますので、引き続き厳しいご指摘をいただきたいと思います。

満田委員 1点提案を述べさせていただきたいのですが、よろしいですか。

村山委員長 簡単にお願ひできますか。

満田委員 はい。要はこの調査において、非常に先進的な開発調査の段階で、複数の渡河オプションを中立的に評価したというのは、恐らくかつてないような取り組みだと思われれます。担当委員の方々や委員会の皆さんも恐らくそう思われているのではないかと思いますので、全体的なコメントの中でそういった先進性を高く評価するというようなコメントを含めたらいいのではないかと。かなり辛口の細かいコメントが並んでいるので、全体的なコメントとしてそういうものも入れたらどうかと思います。

村山委員長 はい、ご配慮ありがとうございます。

田中研一 私もかかわっている者として、そう言っていただけると非常にありがたいのですが、トライアル&エラーでやっていきますので、ご指摘のいろいろなサジェスションを生かしていきたいと思います。ただ、実際やはり調査団の皆さん、JICAの担当部の方々はここまで行くのに、JICAの環境社会配慮ガイドライン施行以前の案件だったので、いろいろ苦労しながらやっているというのは、本当に事実です。19回の改定委員会的时候にも議論になりましたが、限られた時間と予算であるので、いろいろと「めりはり」をつけるべきだと。そういうことで今やっている段階で申しますと、先ほど申しましたように、もうあと2～3年後から橋梁の工事を始めるような案件であれば、細かいいろいろな環境社会配慮の部分での議論も必要だと思うのですが、この調査ではフェリー増強案があって、将来だいたい先のほうで橋梁を造るのが妥当だということになるようであれば、そこはやはり「めりはり」をつけるべきで、あまり細かなところに集中的にEIA支援を行っても、お金と時間を必ずしも有効に活用することにはならないのかもしれない。ですから、プロジェクトの特性、あるいは特色に応じた「めりはり」の議論も、ぜひこの委員会の中でしていただければありがたいと思っています。

村山委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、今いただいたようなご意見を踏まえて、答申案をまとめていただきたいということです。

比嘉 今回の答申案にドクターのコメントをたくさんいただいたのですが、例えば4ページの10番ですが、要求で英文のTOR案を提示するというので、こちらは直接にお送りしたということと、もう1点はEIAを具体的に項目を分けるという部分でカバーされているかと思えますので、こちらのほうは最終的な答申案からは削除してよろしいでしょうか。

濱崎委員 はい。

比嘉 それ以外で、明らかな入力ミスのご指摘を受けて、こちらでも訂正しますという部分についても、最終的な答申案からは外してもよろしいということ。

村山委員長 それは事務局でご判断いただいて、それを担当委員の方にお回しいただいて、もしそれで「いや、そこまで削除するのはおかしい」という意見が出てくれば、またそれは入れればよいと思います。そのあたりを少し整理をしていただけますか。

では、よろしいでしょうか。それでは、第1号議案についてはこのあたりで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

時間配分がややおかしくなりましたが、10分程度休憩をさせていただいて、次の議題に入らせていただきたいと思います。

休憩

2. 委員会体制の検討

委員長、副委員長、幹事の選出

村山委員長 それでは再開させていただきます。第2議題は委員会体制の検討ということで、4月以降の運営体制についてご検討いただきたいということです。これは来月から1年間、私が外国で研究をする機会をいただくということになりまして、これはすでに審査会の中でもお話をしたのですが、そういうことになりましたので、委員長を交代していただくと。それに付随するかもしれませんので、その他の副委員長、あるいは幹事もこの段階で検討していただく必要があるかということで、この議題を挙げさせていただいています。

まず、委員長、副委員長のあたりについてご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これまでは私が委員長をさせていただいて、副委員長として作本委員と田中奈美委員にお願いしたということになっています。何かご意見がありましたらお願いします。

松本委員 ご提案はないですか(笑)

村山委員長 以前もちょっとお話をしたかもしれませんが、私の意見を言うのがいいのかどうかは分からないのですが、もし皆さんの同意が得られれば、作本委員に委員長をお願いできないかと思っているのですが、いかがでしょうか(笑)

柳委員 基本的にガイドライン改定の委員会をずっと見てきた人を委員長にするという。いろいろな議論がある中で、ガイドラインの性質がどうかということをよく分かって、いろいろな

議論も熟知しているということで、作本さんがいいと思います。

村山委員長 ありがとうございます。

他の方はいかがでしょう。よろしいでしょうか。作本委員もよろしいでしょうか。

作本副委員長 能力が十分足りるかどうか分かりませんが、ガイドラインの趣旨にのっとり、一生懸命やらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

村山委員長 よろしく申し上げます（拍手）

ありがとうございました。それでは、次回から作本委員に委員長をお願いしたいと思います。先ほどの第2メコンの答申案については、ここまで私が責任を持って答申まで出させていたきたいと思いますので、次回以降の進行と協議についてお願いしたいと思います。

そうしますと、副委員長として作本委員をお願いしていましたので、副委員長をやはりもうお一人選んでいただくことになると思います。第9回でしたでしょうか、全体の運営方法を議論していただいて、その際、二つのグループに分けるということで、基本的にはこの2グループで今後進めていくことにしています。この中で第1グループに作本委員がお入りいただいて、副委員長としてグループの進行をお願いするというにしていました。その経緯からしますと、第1グループから副委員長を選んでいただくのがいいのかなと考えていますが、そういう方向でよろしいでしょうか。もしよろしければ、第1グループの委員を確認いただいて・・・。

上條 それでは、第1グループは渡辺さん、ご欠席ですが平山さん、あとは柳さん、中谷さん、ご欠席の遠藤さん、退席された平野さん、あとは松本さん。以上です。今日は欠席のかたが多いのですが。

村山委員長 そうですね。ある程度、今日は方向性を出していただいて、もしご欠席のかたということであれば、打診をしていただくということになるかもしれません。いかがでしょうか。

柳委員 欠席の人でよければ、平山さんを推薦いたしますが。

村山委員長 平山さんというお声が上がりましたが、他の委員の方々に、副委員長もけっこう大変な役職ですので、やはりご自身のご意向も確認する必要があると思います。他によろしいですか。あまり安易に決めてしまうとあれなのですが（笑）。もし、他にご意見がないようでしたら、平山委員に打診をしていただいて・・・。

上條 はい。

村山委員長 ぜひお受けいただく方向でお願いしたいと思います。

柳委員 僕だけの意見だったらあれなので、皆さんそれでいいと。やはり総意で決まったと言わないと、勝手に言っているのだというのはちょっと抵抗があるので・・・。

村山委員長 この審査会の前に、私と副委員長で少し議論をしました。そのときに平山さんの話も出て、これまで割と途上国のご経験もおありだし、そういう意味ではふさわしいかたの一人ではないかというお話にはなっていました。柳さんのご意見に賛同する部分はかなりあります。いかがでしょう。他に、もしよろしければそういう形で、事務局からまず打診をしていただいて。

上條 はい、分かりました。

村山委員長 よろしく申し上げます。

それから、あと幹事というものが挙げてあります。これは第9回のときにも少しお話をしたのですが、審査会を行うに当たって、二つのグループに分けていくということになりましたので、二つのグループの意見交換をする場、あるいは審査会の前に議案の整理や案件の割り振りのようなことで、議論に加わっていただくかたというイメージを持っていました。ですから、一つの考え方としては分野間の調整という意味合いがあるかなと。いろいろな分野のかたに入っていた方がいいのかなと。あるいは、所属というか、大学にいらっしゃるかたでもよろしいかと思えますし、あるいは少し違う立場のかたに入ってきていただくことがいいかもしれません。

柳委員 推薦させていただくのがいいのだったら、満田さんをお願いしたいと思います。言うだけはあれですが(笑)。

村山委員長 では、推薦を挙げていただいて。

富本 お一人ですか。グループごとですか。

村山委員長 そうですね。グループにお一人かお二人というイメージがあったのですが。

松本委員 では、第1グループの推薦で柳先生。

柳委員 いや、ちょっと。すみません、僕はちょっと難しいので、申し訳ないのですが辞退させていただきます(笑)。

村山委員長 即答をいただきました。

柳委員 推薦はできるのですが、自分が辞退してしまって申し訳ない。時間的な制約がすごくあるので、今ちょっと難しいです。

村山委員長 満田さんが第2グループということですので、第1グループからだれか。

柳委員 先ほどまでおられた平野さんは、第1グループでどうですか。

富本 打診してみますか。ジェンダーの視点ということもありますので。

満田委員 女性が3人しかいないので、当たる確率が高くなる。

富本 松本さんはどうですか。私から推薦します。

松本委員 しゃべりすぎでは。

富本 そうですか。

満田委員 幹事は中立な視点が要求されるとか、そういうことはあるのでしょうか。

作本副委員長 むしろ議論を活性化してくれるということが目的ではないかと思うので。

村山委員長 中立である必要はないと思います。

田中副委員長 やはりご欠席ですが、遠藤委員が第1グループでいらっしゃいますよね。

富本 全員打診してみますか。そのほうが早い。

村山委員長 そうですね。では、今お名前が挙がったかたがたに打診していただいて……。幹事についてはあまり固定しなくてもいいかもしれません。何とか長という名前がついてしまうと、少し頑張っていただく必要があると思いますが。では、今お名前が挙がったあたりのかたで打診をしていただいて、次回固めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは第2議案については、そういう形で次回以降よろしくお願いします。

3. バングラデシュ国パドマ橋建設計画の答申について

(担当委員：遠藤、平山、満田、田中章、柳)

村山委員長 では、次に第3議題です。これはすでにご議論いただいて答申案を作成したのですが、再度議論する必要があるという意見が出てきましたので、議題として挙がっています。これについて、まず事務局からご説明いただけますか。

上條 それではAC.11-3を見ていただきたいのですが、これは第4号の答申をいただいたものです。3月上旬にこの原稿をいただいたのですが、これはこの審査会の中で議論もあってまとまったものです。私どもはこれをいただいて思いましたのは、例えば1ページ目の最後のパラグラフのところですが、「審査の過程で、当該事業に対する開発ニーズを判断するのに十分な情報が得られなかったとする意見が複数の委員から提起されたこと。この点に関連して、複数の委員による具体的な意見が出されているので、別添資料を参照されたい」とあります。その別添資料が7ページ目にあります。この最初の行にお名前のある5人のかたから意見がありましたということです。

この内容は審査会の中で意見表明があったことと関連しているのですが、私どもの理解としては、この審査会の中で議論をされて、いろいろな意見を言うのはもちろん自由なのですが、答申の中にまとめるのは、コメントとして審査会に出されて、それを審査会の中で議論をして、答申に含めるべきものだという整理がされたものを答申としていただいて、そのときにコメントの種類を「要求」「提案」「その他」とつけていただいて出していただくということで、それを私どもは真摯に受け止めて、次回また諮問する機会にはどういう結果になりましたという報告をしたいと思っています。この別紙のところは私どもは非常に唐突に感じました。もちろん意見があったということは承知しているのですが、それはまた別の意見もあったと理解しています。このようにまたつけてしまうと、44番までのコメントとどういう整理をしたらいいのかということも私どもとして戸惑いますし、この別紙の扱いについては議論していただきたいと思ひまして、村山先生にもお願いして今回の議題としました。

以上です。

村山委員長 というようなご意見が審査室および事業部からもあったという理解でよろしいですね。

上條 そうです。

村山委員長 ということです。

この間、この点について事務局と意見交換をしました。その結果、大きく二つの論点があるかと思っています。一つは手続き的な問題です。今回、こういった意見をまとめるに当たって、審査会全体として議論をしていないということがあります。そういうプロセスを経ずにこういった形でまとめることがよかったかどうかということです。しかも、手続き的な問題で言うと、ここに名前が挙がっている委員のかたがたのうち、担当委員ではないかたも含まれています。この点についてもご意見があったと伺っています。担当委員のかたはかなり資料をごらんになっていると思いますが、それ以外の委員のかたがたから意見をいただく場合にどういう手続きがいいのかどうか。そのあたりの手続き的な問題が一つあるだろうということです。

もう一つは、答申という文書の形式の中で、答申以外に意見を加えることがいいかどうかという文章の形式の側面にもう一つあるような気がしています。

このあたりについて、少し委員の方々のご意見を伺って、最終的な答申は本来ならば一月ぐらい前にまとめてお出ししたかったものですが、このあたりが十分練られていないということでしたので、今回、審査会の中で十分議論をして最終的にまとめたいということです。

柳委員 形式的なところから申し上げてよろしいですか。

通常、審査会や審議会などに諮問されて答申をするときに、答申の中身の他に附帯意見というものをつけることがありますね。ですから、今回のものは附帯意見だということで、答申そのものではないけれども、附帯意見としてこういうものがあるということを審査会としてつけるということは、形式的には通常許されています。通常の形式として社会的に流通しているものなので、そういうものを見て、これを奇異に感ずる感覚というのは人によっていろいろあるのだろうとは感じますが、社会的なルールとしては通常ありうるものといえますか、普通に行われていることがらであると基本的に認識しています。しかし、その認識がいいかどうかというのは、他の方の合意ということも必要だということであれば、それは合意を取られたらいいと思います。

村山委員長 ありがとうございます。その場合、通常は答申の本体よりは、附帯事項、附帯意見ですから、重みとしては少し下がるという理解でよろしいですね。

作本副委員長 今の手続きのことで、ちょうど日本最高裁にもそういう少数意見というものを列記するやり方がありますし、附帯条項など一般的によく行われることだと思います。ただ、私はこれを読んでいて、改めて感じたのですが、この2ポチのところがあればかなと思うのですが、これはあくまで全体会があったうえでの記述、全員で討議したうえで十分な情報が得られなかったというような表現で取られて、そうすると少数意見というのはどういう意味合いになるのかというように、その第三者は全く情報がないと、そういう見方をするのではないかと思います。

どういうことかと言いますと、この審査会は二つのグループに分かれていて、グループのそれぞれが責任を持たされて判断しているという条件だということまで、恐らく理解が達しないのではないかと。何のためにこの少数の人たちが言っているのだろうかと取られる可能性があるのではないかとということがあるかと思います。

村山委員長 作本委員は、形式的にこういう意見があってもいいということではよろしいわけですね。

作本副委員長 ええ。ただ、少数というのは何に対しての少数かということを考えると、恐らく全体の同じ意見に対して、少数が4人いたのだと取られる可能性もあるかもしれないし、あるいは全体にかみ合わないからいわゆる附帯何とかという方向違いの意見という意味で出したというように取られるのではないかと。全体的な印象というところから・・・。

村山委員長 複数の委員の母体を示すべきということですか。

作本副委員長 いえ、そういうことよりも、この2ポチのところの表現を変えて済むことなのか、あるいは手続きのところ、全体のルールづくりをもう少し明記しておいたほうがいいのか、

かというところです。

松本委員 確かにこの意見を出すというところまでは、名前を挙げている委員では議論したわけですが、扱いについてはもちろんここで話をしよう。今、作本さんの話を聞いて思ったのですが、附帯の決議をする場合に、一つは求められた方法に従っていない意見というものは比較的附帯になります。例えば国会などでもそうですが、ある法案を通すというのはマンドートだけれども、「それは通しますけれども、この法案を通すに当たってはこういうことをやってください」ということが附帯としてつくというものが一般的にはあるわけです。しかし、その場合も委員会なら委員会の全会一致というか、そのルールに従ってそれは採択をされるということになると思います。それは少数意見ではなく、求められた諮問に対する答申ではないけれども、しかしやはりここはあえて一言申し上げておきたいというものが附帯意見だと思います。

私自身が思うのは、できればこれは皆さんが合意をしたうえで、少数からの意見ではなくて、諮問に対する答申とは合わないけれども、しかしやはりこのことをこの場を通じて申し上げておきたいという意見として、全員の合意を得たうえで載せると。全員の合意が得られなければむしろ載せないほうがいい。つまり、少数意見としてここに掲載するのはおかしいのではないかと考えています。少なくとも、私は名前を連ねていますが、私とすればここは全員にいったんお諮りをして、具体的にこうこうしてくださいという答申案としてはそぐわないのですが、やはり今の時期に私たちはこういう懸念を持っているということを伝えるという意味では、ぜひ全員の合意を得て附帯意見として載せたいという意味だと思っています。

村山委員長 ただ、附帯事項といった場合は、今、松本委員がおっしゃったことが当たると思うのですが、附帯意見といった場合は少数意見も入るような気がしますね。今、おっしゃったように、全体として合意するというのは私は無理だと思っています。というのは、資料をごらんになっているかたをごらんになっていないかたの違いが明確にありますので、そういう中で合意を取るとするのは難しいと思います。もしそれをやるとすれば、もっと時間をかけなくては行けない。ですから、形式としては・・・。

作本副委員長 今の合意の件で、前半については恐らく形式的な内容であって、だいぶ合意してくれると思います。この案件についてはすでに動いていて、中途から我々がプロジェクトにかかわることになったという意味では、これは合意するというか、理解していただくという。後半については、認識のしかたがかなり分かれるのではないかと思います。ただ、2番目に述べていることはとても大事だと個人的に思っているのは、これはやはりこれからの環境ガイドラインがどういう一つのツールとして、ツールと言っはいけないのかもしれませんが、何を目指しているのかということにもかかわってきますので、無理に全員のコンセンサスというわけではないのですが、理解の上ではコンセンサスに向けての努力というものを認めていただければと思います。

和田委員 まず言葉の使い方ですが、少数意見というと、多数意見に対する少数意見、最高裁の判例などでもそうですが、多数意見側なのだけれどもさらに補足する意見として、補足意見というものがありますね。ですから、言葉の使い方としては補足意見といったほうがいいのか

などと思います。

あと、審査会として意見を出すのか、それとも委員連名で出すのかというところですが、かりに審査会の多数決でこの意見がいいとなった場合に、でも少数者としてこの意見は出したいくないという人がいらっしやれば、やはり連名で出すほうがいいのだろうなど。賛成する人が多数であろうが、少数であろうが、たとえ一人欠けているような状態でも各自連名で出すほうがいいのかなと感じています。

村山委員長 このあたりは、今後こういう形がないとも限りませんので、委員のかたのご意見をそれぞれいただきたいと思うのですが。答申本体は担当委員のかたの中で合意されたものという理解でいいと思います。それ以外の扱いについてだと思いますが、いかがでしょうか。

和田委員 あともう1点、担当委員以外の方が名前を連ねることがどうかという問題提起が先ほどあったと思いますが、担当委員以外の委員でも、自己の責任として、できる限り資料を読んで意見を言うのであれば、それは全く問題がないと考えています。

満田委員 私も和田委員と全く同意見です。つまり一人でも反対する委員がいれば、やはり連名ということにすることと、担当委員であろうがなかろうが意見があってもいいのではないかなと思います。

村山委員長 ほかの委員のかたはいかがでしょうか。

渡辺委員 私は担当委員ではないのですが、説明を聞きまして、いわゆる単純にあの地点を決めたのが、洪水のためにメアングダーというか、蛇行していく、その節の部分だからそこへ設定したということ、それだけの理由でこの地点を決めたというのがどんなものかという感じがします。渡河地点を決めたというところをもう1回検討してくださいというのは、自分としては賛成できます。そして、委員ではないのですが、一応ああいう説明を全部聞いて、そのときに質疑応答もしていますので、和田先生も言われましたように、委員としての責任でこういうものを出すというのは、たとえ担当のグループでなくてもいいと思います。

村山委員長 他の委員の方はいかがでしょうか。

今のお話を伺っている限りは、こういった形式はあっていいだろうと。基本的には今出している形で、答申に付け加える意見ということで出しているのではないかとということだと思いますが、いかがでしょうか。

事業部から何かご意見はありますか。もしいらっしやったら。誤解があってはいけませんので、事業部で何かご意見があればいただきたいと思います。

上條 意見を言ってもいいですか。

私どもがどのような印象を受けたかということをご説明したいのですが、私どもとしては別紙の中の三つめのパラグラフの「必要性・妥当性に関する情報の把握を十分に行うことができなかった」ということや、最後のところで、「十分な配慮を要請するものである」といったあたりが少し混乱したところがありました。必要性・妥当性も審査会の中で議論がありまして、もちろん環境社会配慮の範囲がどこまでなのかという議論はありました。その中で私どもとしては、環境社会配慮ということですので、本当にこんなに影響があるのに必要なのかというコンテキストの中で議論をしていただくのはいいと思いますが、需要量のことや事故のことなど

を理由にされています。それについても、「いや、それは関係ありません」と私も答えませんが、それについても私どもは資料を出しました。これは柳委員から資料を出すようにというコメントもいただきましたので、2月25日付で「フェリー輸送にかかる基礎データ」というものも出しましたし、「現況交通調査分析」というものも出しましたし、“Traffic Survey & Basic Data Collection”というものも出しました。私どもとしては、需要量ということについても、現地から取り寄せたので一月ぐらいかかってしまったのですが、そういう資料も出したという経緯があります。そういう経緯があったのに、「十分に行うことができなかった」と言い切られてしまったところにも少し戸惑いを感じました。

最後に、「十分な配慮を要請するものである」と書いていただいているのですが、そうするとこれは、前段のものと44番までの意見との関係はどうなるのだろうか。これは果たして要求コメントなのでしょうか、提案コメントなのでしょうか、それともその他コメントなのでしょうか。それは対応が困ったということです。

それから、私どもが一番懸念するのは、何の事情も知らないかたもホームページを見ます。これを見たかたが「できなかった」とか、「十分な配慮を要請する」ということだけを読めば、私どもとしては「JICAは何をやっているのか、不十分なことをやっているのか」と思うかたもたくさん出てくると思うのです。それがもちろんプラスにもマイナスにもいろいろな影響が起きるだろうと。そういう影響が起きることによって、私どもが今このガイドラインをやっと立ち上げて、審査会も動きだして、JICAの中のいろいろな人たちの協力も得ながらだんだん進めているところで、マイナスのエネルギーがたくさん出てくるとよくないなというあたりを心配したということです。そういう背景があります。

濱崎委員 前回のときにも言ったのですが、環境社会配慮審査会で審査すべき内容と、そうではないだろうということがこのときにかなりあったのではないかと思います。ですから、当然、環境配慮と社会配慮の部分でこのプロジェクトの是非を議論していくというのは当然あるべきだろうと思うのですが、例えば経済効果、当然経済効果でも最終的に住民に裨益していくということもあるでしょうが、例えば技術的なことなどで、今ここにいるメンバーで議論できるのかということを非常に疑問に思います。やはり、我々はそれぞれ専門を持って、専門分野の専門家としてこの審査会に参加しているわけですから、その部分は当然言っていくことだろうと思います。ある意味、納税者、国民としての意見は当然あるかもしれませんが、そういうところは我々審査会の委員として求められているわけではないので、そのところで議論するのはどうかと。我々はJICAから、環境社会配慮についてコメントを下さいと依頼があって、それに対して議論をして、それに回答していくというのが姿であって、このプロジェクトは環境社会配慮ではないような部分で議論していくことはやはり避けるべきだろうと思います。

ここで補足意見という形で、全体の意見ではなく複数の何名かの限定された委員から意見を言っていくということについては、私は問題なく賛成しますが、環境社会配慮審査会としての部分をきちんと明確にしてもらいたいと思います。もし、できることならば、プロジェクト一つ一つに国内支援委員会という組織があるわけですから、本来、そこでそういうことを議論していくべきことです。そこで議論して、もしそこで環境社会配慮についてもどうしても言って

いくということであれば、そういう委員会にこの環境社会配慮審査会のメンバーがオブザーバーとして意見を言うっていくということは私はありうるかと思いますが、この場でそういう議論をするのはどうかと思います。

村山委員長 そうしますと、形式として補足意見があってもいいと。ただし、先ほどのご意見では、内容に対してやや異論があるということですね。

他にご意見はいかがでしょうか。事業部のほうはよろしいですか。

本図 せっかくですので少し言わせていただくと、この環境社会配慮審査会というのは新しくできた会です。我々も一生懸命やっていますが、知見の足りないところがあるかと思いますが、そういうところに対してお知恵をいただくというのは非常にありがたく思っています。ですから、いい機会ですので前向きに、さらにいい開発調査をやりたいと、いいプロジェクトにしたいと思っています。この会を前向きにとらえたいと思って始めています。

ただ、今回の会ではお互いにまだ手探りで始めたところがあるかと思いますが、どうも私たちも何回か出ささせていただいても、少しボタンをかけ違ってしまったのかなと思っ
ているところがあるというのが、すみません、正直な印象です。今回の審査会についても、もともとガイドラインには求められていないものです。ガイドラインであればご存じのとおり、本年度の要請案件から行うということですので、ガイドラインでは求められていませんが、そういうことが決まっている以上は前向きに、前倒してそういうものも取り入れて、審査会が実施できればよりよいプロジェクトになるのではないかとということでさせていただきました。

そこで、今、濱崎委員の言葉にもありましたが、どこまで我々が求めたのか、どこまで委員の方がおっしゃってくれたのかということに、恐らく委員の方ももう感じられていると思いますが、少し違いがあるように思いますので、今後そういうところを少しずつ解消しつつやっ
ていければと思っています。ですから、この中でいろいろな見方があるかと思いますが、よりよいプロジェクトにすることが我々にとってもハッピーですし、先方政府、先方の住民にとってもハッピーではないかと思っています。個別のコメントというよりも、全体的に、双方知恵を出し合って、よりよいプロジェクトにできるように、審査会でお知恵をいただければと思っ
ています。

村山委員長 おっしゃるとおり、まだ審査会を始めて6か月、半年ですので、こちらもある程度勉強していかないといけないところ、学習していかなければいけないところもありますが、一方で、これまでJICAが進められてきたことについて、外部として審査をするという意味では新しい試みですので、思い切ったというか、違う立場から意見を言うっていくことは恐らく今後出てくることだと思います。そういう意味では、違う立場から、第三者の審査会として意見を出すということについては、私は特に制約を設ける必要はないと考えています。そのあたりのやり取りというのを水面下でやるのか、あるいは少し表に出しながら意見を交換して
いくということをやっていくのか、いろいろな考え方があってと思います。私はそのあたりを表に出してやっていったほうがいいのではないかと感じがしています。

ですから、例えば今回補足意見として出ささせていただいた場合に、例えば事業部から「いや、これについてはこういう意見がある」ということを逆に出していただいてもいいと思います。

そういったやり取りをしていく中で、お互いにいい意味で相手を理解して、おっしゃるとおりプロジェクトの内容をよくしていく、協力事業の内容をよくしていくという方法があっただけいいような気がしています。

本図 多分、調査の位置づけというところを最初にもっと説明させていただければよかったのかもしれない。

村山委員長 そうですね。いかんせん、この案件については最終段階でこちらもかかわっているという大きな制約がありますので、どうしてもそのあたりが難しいところがあると思うのですね。その点もここには明記されていますので。

柳委員 基本的にどういう種類の内容の意見であっても、審査会の委員が、これは自分の意見だとして表明するという自体は、全体の同意が得られなくても、複数の人が連名で記述して、そういった答申に意見としてつけるというのは、委員としてそういう立場にあって発言するわけですから、許されると思います。そういうことが自由に、闊達にできないと、また審査会自体がどういう議論……。もちろんそういう議論があって、全体で答申でくめられた部分はこの部分、それ以外に全体を推進するために附帯意見として、賛成意見として最後に意見がつくと。または、危惧を持っている念が、こういう点ではこういう委員から表明される。それはそれでいいと思うのです。

ですから今回の場合は、特にガイドラインを適用することについては、はざまにあって、先行的にあるということで、そこまでは審査員としては踏み込んでいけない部分だけでも、危惧の念としてこういうところがあるのではないかとことを表明しているにすぎません。これは答申に当たって意見を言っているにすぎないのです。ですから、JICA に対してものを言っているわけではないのです。それは諮問されているのだから答申に言えば、JICA にものを言っているのではないのかといえ、それはそのとおりかもしれませんが、答申案文を作るときに、この表の鏡のところにこういった意味の内容はつける必要があるのではないかとことでの意見が表明されていると、個人的には考えています。

村山委員長 ただ、やはり JICA に対しての意見であることには変わりないですよ。

和田委員 結果的にはなりますよね（笑）

村山委員長 そこは変わりないと思います。

いかがでしょうか、他の委員の方で。

和田委員 先ほど村山委員長が、JICA 側としても反論していけばいいではないかという趣旨のことをおっしゃったと思いますが、私もそれが可能であるならどんどんやっていただきたいと思います。というか、そういう場をどこでどうするのかはよく分からないけれども、それで議論を深めていけばいい問題ではないかと思っています。

村山委員長 戦うという意味は全然ないのですが、もし必要であれば、そういうご意見もいただければ、こちらも参考になるものもあるかと思っています。

作本副委員長 今の和田さんのご意見を聞いていて、答申の表紙の紙に2ポチとして書かれている、その場所を変えることにして、今の少数の補足の意見だということが生かされるのではないかと思います。まず、この文章自体が「十分な情報が得られなかった」という客観的な表

現になっているので、そうではなくて、「少数の人たちにとっては理解が得られなかった」と、私のことですが、主観的な立場でものを言ってもらおうと。あと、この中の委員長の答申で入れるのかどうかということは議論しなければいけないのですが、なお補足意見として別添とか、こういう意見があったということ、この場所で明示するということとはよくない。というのは、これは後半まで全部、少なくとも4人、私も含めて5人、こういう人たちの意見だと言うのなら、こういう補足意見が提出されたのでここに添付する。全体との合意が、いまいちコンセンサスが得られないという場合には、そういう手段とか、道もあるのではないかとということ。

村山委員長 はい、ありがとうございました。

そうしますと、具体的にどういう文言がよろしいでしょうか。今日固めたいと思うのですが。

作本副委員長 メモがありませんが、2ポチの上に「なお」がありますから、どういう言葉がいいかわかりませんが、「なお、審査の過程で、当該事業に対する開発ニーズを判断するうえで、別添のような補足意見が出されたので、これを提出する」、あるいは「添付する」という形で、中間をそっくり抜いてしまう。

村山委員長 中間を抜くということですね。

作本副委員長 はい。客観的に出されましたということだけを述べる。それは先ほどのコンセンサスの議論ということと全く飛び越えてしまったうえでの議論です。やはり、私は結論からいくと、風通しをよくしておくという意味では、JICAさんには外からの風で厳しくなっているということは分かります。私も役所の機関であることがあって、大変なことだというのは分かるのですが、ただ、審査会はそれほど開けているなど。今までの公開ですとやってきた原則からいけば、尊敬しているぐらい素晴らしいJICAのやり方だと思いますので、風通しのいいようにしておいたほうが。ここからは「十分な情報を提供しなかった」とも読めますので。ですから、これはあくまでも理解する側が主観的に理解できなかったというように表現することによって。ただ、こちらの添付文書とのずれはありますが。そういう意味でここは例えば折衷案になりますが、いかがでしょうか。

上條 1個質問をしたいのですが、そうしますと、この意見の最後「本案件の答申について、十分な配慮を要請するものである」と書いてあるのですが、ここで書いている答申というのは、具体的に言うと、答申番号の6番と7番のことなのですか。例えば6番は「プロジェクトの必要性・妥当性」ということが書いてあります。「増便等の代替案の検討も含めた最適案選定の過程を示し、本プロジェクトの必要性・妥当性を明らかにすること」と書いてあります。7番は、「プロジェクトの妥当性の検討に係る基礎資料・関連資料の提出」と書いてありますが、この連名のかたがたのおっしゃりたいことは、6番、7番をきちんと配慮してくださいということなのではないでしょうか。

作本副委員長 6番は具体的なフェリーの増便の代替ということも書かれていますから、前提がけっこう限定されていますよね。

上條 ええ。これは妥当性ということの議論になると思います。なぜ、橋なのかという議論だったと思います。橋以外のオプションはないのですかという議論があったと思いますが、その

コンテキストでこの6番が入ったと思います。ですから、私の理解としては、6番と7番をきちんと対応しなさいという意見が5名のかたから出されたということではないのでしょうか。

先ほども言いましたが、「本案件の答申について、十分な配慮を要請するものである」と書いてあるのですが、そうなるとういう意味なのかということがよく分からなかったのです。ですから、補足意見を出していただいてもいいのですが、その趣旨を明確にしていきたい。**柳委員** 基本的に6番、7番というのは、確かにパドマ橋の建設の最適渡河方法について、さまざまな代替案検討をして、そのうえで最適という形で第2メコンのようなことをやられることが望ましいということで、第2メコン的なことは先ほどここでも審議しています。同じ時期にやっているにもかかわらず、第2メコンはいろいろとやっているわけです。しかし、パドマのほうはそこまで踏み込んでいないというか、データはあるにしても、まだそこまで踏み込んだ形の検討は国内委員会でも行われていないということがあるということで、6と7というのは個別だけでも、全体コメントとして最適な渡河方法自体も検討すべきだということを言っているのです。

本案件の環境社会配慮に関する意見というのは、ガイドライン適用後あるべき姿というのはどうなのかということ、このパドマの例を取って考えたときに、こういうことを事前に検討すべきであろうということを言っているのです。ですから、これはパドマの建設ということに関連はしているけれども、もう少し背景を取って、背景を取ってと言うとあれなのですが、合意のしかたなどを含めて、このような形でプロジェクトを進めていくのはどうなのかと。そういうことが一つの考え方としてありうるのではないかとことを表明しているのです。そういう観点から答申について配慮を求めているという形のもので、極めて疑念的なことで、具体的にこうしろということを第一に言っているわけではないのです。具体的に言っているのは、全体コメントの中で書かれている6と7で、この案件については言っているという位置づけになっているのではないかと思います。

富本 1点だけ確認したいのですが、何かアクションを求めているわけではないと。そうであれば、「十分な配慮を要請する」というところがどの部分なのかよく分からないと。最後の3行がどうもよく分からないのです。要するに、この案件は途中で始まったので、ガイドラインはすべて適用していないよと。したがって、こういう情報が委員の目から見れば不十分であったと。したがって、判断が十分できないというご意見を添えていただくということであれば、それはご意見としては承るということはあると思いますが、それに基づいて何かアクションを執れと。例えばこの答申の中の6と7については、より何かをやらなくてはいけないよとか、ステークホルダーミーティングをやるのだよとか、そこでもう1回意見を取れといったことになってくると、うちとしてできるものはもう限られてきていますから、実際にアクションは執れないということです。

何度もご説明しているようですが、ガイドラインの改定の議論とほぼ並行してこれが進んでいますので、最初の段階であれば、もちろんこういう複数の代替案の検討というものもあったと思いますが、それができなかったという背景は十分ご理解いただいたうえで、さらにこういうご意見をいただくのか。それはガイドラインの理念を実現するという観点からのご意見とし

て承るのか。

柳委員 全体コメントの6と7を削除していただいて、それで意見として後ろのものを残すということで、それは別に JICA に対するの答申に当たって、背景としてこういうことがあるのではないかと意見表明したということです。別にアクションを求めているわけではないけれども、こういう形で意見を表明するということではどうでしょうか。

満田委員 私はこの連名の中には入っていないのですが、恐らくこの意見のいちばん強いメッセージというのは、次からの同じような巨大な案件に対して、こうこうこういうことをやってくださいと。特に私の印象に残っているのは、この第3段落です。要は事業の「時期についてステークホルダー協議を柱にして、交通需要予測と近い将来の実際の交通需要を比較し判断ながら」という部分が非常に具体的なメッセージなのかなと感じました。

ただ、私の個人的な疑問として、確かに先ほどの第2メコンのような素晴らしい先進的な事例はありますが、それがすべての案件に適用できるものなのか。ある事業に適用できるものであれば、大体どういうクライテリアで適用すべき案件を選んでいくのか、そこら辺は JICA さんとしての検討事項かなと、あるいは我々としての検討事項でもあるかなと考えてます。ですから、やはりこの意見のいちばん強いメッセージは、今後あいつた手法をどのように活用していくのかなというところなのではないかと思っているのですが。

村山委員長 今の点は先ほど柳委員がおっしゃったことと通じる部分ですね。フル適用になった場合のかかわり方について指摘されているということですね。

満田委員 そうですね。ですから、例えばこの中の第3段落に、「本プロジェクトにおいても」という一節がありますが、そこら辺は「より今後の事業では」というような言葉に置き換えてもいいのではないかと感じた次第です。

富本 おっしゃるとおり第2メコンでは、まさにガイドラインの適用と並行して、ある程度の準備ができましたので、そういう代替案ということを取り入れましたが、これはもう少し前の段階に実施されたということで、時期的にはちょっと間に合わなかったということもあります。そういう状況をご理解いただくと・・・。

柳委員 そんなには差がないですよ。第2メコンとパドマ橋の調査のスケジュール的なものは・・・。

富本 今、第2メコンは IEE の文面を作って、これから入りますよね。IEE が終わって最終的な報告書の段階に入りますが、これはすでに最終報告書ができてしまった段階で、それを見ただけということから。何か月ということよりも、JICA の事業のサイクルとしては、もう一度最初に戻って代替案を検討しなさいよと、それから全部やり直しなさいよという段階には立ち戻れないという案件なのです。そうですね。

本図 そうです。

柳委員 そうしたら、先ほど言いましたように、全体コメントの6、7は過度な要求であるということであれば、それを削除していただくというのはやぶさかではないですが。

村山委員長 では、どうしましょうか。6、7は削除で、意見はこういう形で残すと。

富本 ですから、下の3行と、先ほどの「本プロジェクトにおいての」というものを削除して

いただくと、我々としては今後のプロジェクトに対するものだということがよく分かるので、意味合いとしては受け取りやすい。ただ、この案件について何かやらなくてはいけない、今後何かアクションを執りなさいというようなことになってくると、時期的には限られてしまうということになってしまいます。

柳委員 JICA 自身がもう最終段階だから具体的なアクションは執れないと。

富本 報告書を提出したら、もうそれで終わりになりますから、書き方を変えるということはありませんが。

柳委員 それはいいと思うのです。JICA としてアクションを執れない。しかし、審査会の担当委員としては、このプロジェクトについてはこういう懸念があるということは表明したいと個人的には思います。

富本 そこは第3段落の「改善計画に関する論議を尽くした後に」うんぬんかんぬんというようなどころでは言えませんか。「沿ったものになると思われる」とか、まさにこの案件についてのご意見を表明しているところではないかと思うのです。ですから、こういうことがもう少し早い段階からなっていれば、より最適渡河地点とか、あるいは他の状況との代替比較ということもできたかもしれないというのは、まさにこの案件についてのコメントであると取ったうえでですね。

村山委員長 ただ、柳委員のおっしゃるように6と7を削除するとすれば、「本案件の答申について、十分な配慮を要請する」という中には6、7は入りませんので。柳委員がご指摘になった要求については、そこまで含まれていないというように読めると思うのですが。

松本委員 逆に本当に6、7を削除していいのですかね。

田中副委員長 担当委員でも何でもないので、今のご議論を伺って、逆に6、7をそのまま残して、この最後の部分で「答申について十分な配慮を要請する」という文章が入ると、結局これはいちばん頭紙にくっついてくる審査会としての答申の一部という印象が強くなると思います。先ほどから出ている紙になったものというか、文章自体が独り歩きするということ考えた場合に、これはあくまでも限られた委員の補足意見ということであれば、今出てきたように「十分な議論が尽くされていないとの見解であった」というようなステートメントで終えて、答申についてはここの意見の中では触れないと。そのかわり、先ほど出ていた6、7というのは答申の中に残すということではいけないでしょうかというのが私の意見です。

村山委員長 そうしますと、6、7を残して、補足意見として出している最後の3行を削るか、6、7を削って意見を全体で残すか。どうしましょう。

柳委員 先ほど、僕が6、7を削ると言ったのは、JICA としては対応できないとおっしゃるからです。

富本 いや、そのコンテキストではなくて、あくまでもこの意見書に対する対応ですから、何か情報を出せとか、妥当性を明らかにするというのは、まさにこの話だな。6はけっこう難しい話ですね。7については情報を出せという話でしょう。

上條 ですから、それは出した経緯があるわけです。現地から取り寄せて。

柳委員 出したというのも、やはり諮問に当たって出すのが本則で、要するに答申案を出して

から資料をくれたって、それは遅いということです。ですから、情報開示というのは事前に委員が判断できるように、これに必要なと思われるすべての情報を事前に開示してくれないと、それをものを書いたあとに、追加的に送っておきましたよと。それはどこの範囲まで送ったかといえば、担当委員全員に送ったと思いますが、私だけに送ってもらっても困ってしまうわけで、そういう情報の開示というところで、僕が何か文句言っているから、「ではこの人にはこういう情報をあげましょう」というような審査会であってはおかしいと僕は個人的に思っています。

富本 分かりました。ですから、そのうえで答申としてこの6、7が入りますと、例えばほかの部分というのは、具体的に報告書のどの部分を直せとか、こういう部分を付け加えろとか、そういうことですよ。いわば今最終段階に来ているわけですから、そこで事業部なりコンサルタントができる部分というのが、私の申し上げている話です。6、7は「本プロジェクトの必要性・妥当性を明らかにする」ということについて、要するに記述ぶりをもう少し詳細にするという意味なのか、あるいはもう1回先に戻って、他の代替案も調べろという話だともうできないわけです。そこがどの程度のものかということが一つあるわけです。その意味で、できる、できないというように申し上げたのです。

それから、類似案件の情報を提供することはできるかもしれませんが、しかし、それを最終的な成果品である報告書にどのように反映させるのかということが分からないと、類似案件の情報を提供しただけで、あとは何かご判断をいただくのかなと取ってしまうのです。ですから、6、7を残していただいてもかまいませんが、そのうえで JICA が執りうるアクションというのは何なのかということが具体的に分からないと、我々としても対応のしようがない。さらに、その意見書の中で「十分な配慮」と。十分な配慮をしたいのですが、十分な配慮を要請されて、一体何をすれば「十分な配慮」とご判断いただけるのかということが一つ分からないと思います。

柳委員 結局、これは環境社会配慮ガイドラインを適用する前というか、ちょうど中継ぎの段階のものだったので、本来はこういった橋梁の建設については、あらゆる現行のフェリーや、その他の代替方法などいろいろ検討したうえで、橋を造るか、造らないかということも含めて検討するのが本来の筋だと思います。ところが、このプロジェクトでは、そういった橋の建設は、フェリーのことは置いておいて、どれだけ検討したのか、送ってきたものでは十分に説得力のある資料にはなっていませんでした。そういうことで、一応の調査はやったということではあるけれども、本当に比較検討しているかということ、そこまでは至っていない。当然、社会環境ガイドラインが適用される前のものだから、そこまでは JICA としては要求されていないと JICA 自身は判断して、渡河方法を選択したというものであるということ、私は「そういうものですね」ということを言っているだけなのです。だから、そういうものだというのを JICA は承認してくれればいだけの話です。さかのぼって何もできないわけですから、そういう限界のあるものであるということを指摘しているにすぎないのです。

富本 それはよく分かりました。そこについてはいろいろ反論はあるでしょうが、少なくとも、委員ご自身の意見としてそういう判断を持たれたということを表明していただく。それでおし

まい。我々としてはそれに対して、「やはり判断が不十分でした」と言うのか、あるいはそうではなくて「我々としては十分にやったと思いました」と反論するかはまたその次の段階だと思いますが、少なくともそういう意見であると。ですから、特段のアクションを求めるということではないと。それは JICA の判断に任せていただくということであれば、ある程度対応は可能になってきます。そのうえで、最終的に 6、7 を残すのか、この文章をどうするのかということについては、いろいろありますが、その辺で合意をいただけるかどうかだと思います。それ以上はしょうがないのではないかと。

村山委員長 それはもちろんです。答申本文について、6、7 の扱いをどうするかですが。

満田委員 私の意見では、7 はもうやり取り済みの話なので、なくてもいいかなと思うのですが、6 はずっと柳先生がコメントし続けていたことで、私の記憶ではある程度対応可能なお返事だったという気がしていますので、別に普通に答申として残しておいていいのではないかと思います。

村山委員長 では、6 だけ残すと。

満田委員 はい。

和田委員 担当委員ではないのですが、かりにコメントのほうは、本件に関する個別的なコメントであり、最後の補足意見のところは一般論、むしろ今後に着目した意見であるという分類でいいならば、私は先ほどの田中奈美委員がおっしゃった意見に賛成です。つまり、この補足意見の最後の 3 行はカットして、6、7 は残すという意見です。ただ、先ほどの分類でいいのかわろはちょっとご担当のかたに確認したいと思います。つまり、最後の補足意見が本当に一般論であり、今後に着目した、今後こうあってほしいということを強調した意見なのか。それとも、本プロジェクトも含めて書いているのか。私はどちらかというと後者であると読んでいましたので、それはお聞きしたいところです。

富本 はい、では今から修文しますか。やりましょうか。

村山委員長 やりましょう。私は今日決めたいと思っています。

では、答申本体について 6、7 の扱いですが、全部残したほうがいいのかというご意見もありますが、柳委員はいかがですか。お出しになった立場から。

柳委員 個別的な意見を、全体コメントとしてだれかが述べたときに、ほかの委員が「このコメントは要らないよ」ということは言えないと思うのです。そういうスタンスに審査会はなっていないと思います。ただ、先ほど社会配慮のこの全体意見を後ろに補足としてつけることについて、6、7 との整合性がないということで、それは分かりにくいということであれば、取ってもいいですよということを申し上げたのです。ここで表明している危惧というものが、例えば最適渡河方法を再検討するということは今はできないと。それは後戻りできない段階にあるのだということで、そうするとこのプロジェクトの必要性・妥当性というところの判断が、本当は十分にされていないにもかかわらず、もう時間がないのでそれはできないということを行っているということであれば、その点は「それでいいのですか」という危惧があると。

ですから、こういった大規模開発、本当に巨大な開発なので、それについてプロジェクトを成功させるためにはもっと配慮しなければいけないのではないかとということで、将来的

にもこういう点は架橋については特に要請されていることだろうということで、これについては十分配慮してやるべきだと。ですから、単一案だけで、それはいろいろな議論があるところですが、複数案検討したというようなことを言っていますが、資料を見る限りはそんなに十分な検討がされていないものだと僕は個人的に判断しています。ですから、それは何らかの形で反映すべきではないかと思っています。それは意見を言うだけではちょっと弱くて、全体コメントの中に入っていないければいけないということであれば、全体コメントに残すということで、ただ、資料提供とパドマのような類似案件は時間がたってしまって、そういうものが取り上げられてきましたから、皆さんはそういうことは分かっているので、この点はあえて今入れなくても確かにいいとは思いますが。ですから、7番はなくてもいいと思います。ただ、6番を残すから、あとの5人がつけている全体の意見は要らないということはおかしいと僕は個人的には思います。

村山委員長 そうしますと、私のほうでまとめさせていただいて、7番は削る。意見としては残すと。この意見の標題としては「本案件の環境社会配慮に関する補足意見」ということで、「補足」というものを入れさせていただきたいと思います。

最後の3行ですが、今のご意見を伺っている限り、これについては含めなくていいかなと思いますが、いかがでしょうか。もしご意見をいただいたかたがたで……。

作本副委員長 この3行はやはり残していただきたいです。「十分な議論が尽くされていない」というのは主語が抜けているので、この審査会なのか、JICA なのかというあいまいさを残した文章になっていることは認めるのですが、やはりこれは、この事業は JICA が橋を造るわけではなくて、これからほかの機関に、「JICA はこういう判断を下しました」という一つの外向けのメッセージになるわけですね。その場合、仮に JICA と判断が異なるときに、JICA がそれに対して反論していただければけっこうですが、私ども審査会としてはやはりこういうスタンスできちんと言わなければならないことを言っておいたということを残す必要があります。そのときに、文中「十分な議論が尽くされていない」という主語はここであいまいになっているので、ここは「審査会」など、何か補うのはかまいませんが、あるいは「JICA」なのか分かりませんが、そういう形で私はこの3行というのは、この「要請」がなければ何のための意見なのかと。その前の思っただけ、思料しただけで終わってしまいますので、ここはきちんと残していただきたいと思います。

村山委員長 分かりました。この連名の方々のご意見ですから、あまり外部からいろいろ言うのもおかしい気もしますので、ではこれはこのまま残して、7番を削るという形ですね。

富本 要するに先ほど来申し上げているように、この次の機関が何をするというのではなくて、JICA が何をするのかということについて答申をいただかなくては、我々としてはアクションが執れないわけですから、そこのところをご理解いただきたいのです。ですから、そうすると我々として何をすればいいのですか。そこが分からないのです。

作本副委員長 ただ、そこは JICA さんがすでにこの事業を動かしてしまっていたのだと。いわゆるガイドラインができる前にこの事業を動かしてしまって、ファイナルの段階に来てしまっている。最大限努めたけれども、ここではもう修正が利かなかったということで抗弁すれば

それで、万が一・・・。

富本 抗弁というのは具体的にどのようにすればいいのですか。

村山委員長 作本委員、これはあくまで本来かけるべき案件ではないわけですよ。

作本副委員長 そうですね。ですから、そこを前提にもっていけば無理があったということで。

村山委員長 無理というか、本来かけるべき案件ではないものをこちらでかけている。そのうえで答申なわけですから、そこはやはり前提としておかないといけないと思うのです。

作本副委員長 結局、ガイドラインがもしすでに過去にあってくれていたのならば、これほど違いますよという一つの表れでしょう。

村山委員長 多分、それは先ほど柳委員や満田委員がおっしゃったことだと思いますが。

作本副委員長 JICA 側にとっては何でこんなメッセージをもって答申の内容にするのだという異論はあるかもしれません。

村山委員長 ですから、本来であれば、要請確認の段階から議論をしていく中で、もっと早い段階でこういう意見が出てきて、もう少し密なやり取りができていたはずなのですが、そういうことが最終段階でバツと凝縮されて出てきているというイメージを持っていますので、そういう制約はどうしてもあるのだと思います。

松本委員 最初に柳さんが、必ずしも JICA に対して言っていない部分もあると。しかし結果的には言っているというような話があったと思いますが、私は最後の3行というのは、本当は JICA に向けたものというよりは、将来融資するであろう機関などを踏まえて言っていることだと思うのです。もちろん、それをここに書くかどうかはまた別なのですが、要するに、本当にこれを実現しようとする人は、こういう経緯だったということはちゃんと分かっておいてくださいねということがいちばん大きいと思います。JICA が世界的にも非常に優れたガイドラインをもって、これを十分審査したのだから大丈夫だろうと思ってこの案件を実施するのではなくて、それは過渡期にあったので、いろいろと不十分なところもあったのだということを念頭に置いてくださいということを、むしろ融資機関等に対して注意を喚起するという、私的にはこの3行はそういう意味だったと認識です。それはほかの委員と違っていたら、それは整合性をつけなくてはいけないし、かつそういうものを果たしてここに入れていいかどうかということも議論の対象なのだと思いますが、気持ちとしてはそういうことです。

村山委員長 ご意見をいただく限りは、最後の3行を残しておくということになると思います。

松本委員 その場合、私の認識では「答申」という言葉はなくてもいいのです。「本案件について十分な配慮が必要である」という認識を書けばいいのかなと思っていて、答申について十分な配慮を要請するというよりも、むしろこういう経緯を考えたらうえて、本案件については十分な配慮が必要であると考えますということだと思います。

柳委員 いろいろなことに対してタイムラグがあるので、このような形になってしまったのですけど。結局、委員長が最終答申を出すというところで、表鏡にどのような個人的な意見を反映できるのかということを見ると、答申にというようになってくるわけですが、こうして答申が出ているということになると、今度は「本案件について」ということで、「の答申」というのは特に要らないということにはなるかもしれません。

村山委員長 では、「本案件の答申について」というのは、「の答申」という部分を削除してよろしいですか。

富本 もう一つ、最適渡河方法について本当に十分議論が尽くされていないのですか。それとも、レポートの中にそういう情報が十分ない、要するにレポートがその部分については十分な調査をしていない、あるいは判断をしていない、あるいは情報を提供していないということなのですか。この審査会ではそういうところについて議論したということでしょう。そこは議論したけれども、十分にコンビンシングするような情報が出せなかったということなのか。それは、そういうガイドラインの思想を反映する前に出発していますから、担当部としてはもちろんある程度の代替比較をしましたと言っているのですが。

柳委員 ですから、橋が必要だという要請を受けて、そもそも JICA 自体が開発調査をしているわけですから、橋が要らないということは考えていないわけですよ。ですから、その点についての検討というものは、当然資料は集めますが、ほかにあるか、フェリーがどうかといったことはやりますが、その点については十分、さらにここでメコンのような形までは当然考えていなかったわけですから。

富本 ですから、十分に議論を尽くされていないという言い方は、もう1回元に戻れということをおっしゃっているのではないかと我々は取ってしまうのです。それはすでに無理だということをおっしゃっているもので、今からもう一度数億をかけてやるのですか。数億というのはちょっと大げさですが、そうではないのだろうと。最終段階に来られているということは前提のうへでご了解されて、そこでの情報で少なくとも判断していただくしかないのだろうと。そこで例えば6というところは、最適案の選定の過程を示して、必要性・妥当性を明らかにしていますので、これはこれである程度十分ではないかと。そこで文言的に不足であれば、そういった不足分を加えることはできますが、それ以上に現地に帰って調査をせよとか、もう1回ステークホルダーを交えて合意を見ろということは、今の段階ではできないということをおっしゃりたい。

柳委員 できないということをおも承知していますし。

富本 そういう意味では、そこをご理解いただいたということですよ。

柳委員 ええ。

富本 そうすると、十分議論が尽くされていないということではないのではないかと思います。もし、調査が十分ではないということで・・・。

柳委員 その十分な議論が尽くされていないということは、一応周知の事実として JICA 自身に認めていただく。それは JICA 自身が環境社会配慮ガイドラインがなく、そこまで配慮すべき責務にない。ですから、そのことについては十分検討はしなかったという段階で、時系列的には最終ファイナルまで来てしまっている、それはまた手戻りはできませんということも認めていただいていると個人的に理解しています。それは JICA はもうそういう気がないということにもかかわらず案件は上がってきたので、審査会としては、審査委員としてはそれについては意見を言います。ただ、これはこういうものですねということをおっしゃっているの

す。

ですから、逆に言えば、第三者がこれを見たときに、審査会としてはそういった渡河方法も十分検討して、第2メコンのようにいろいろやってきましたと。その結果、このような判断で架橋ということの結論に至りましたと。そういう形で審査会にファイナルのものの審査を依頼しましたというものとして、第三者が判断されると困るのです。そうではありませんということをごここでは言っておきたいということをおっしゃっているのです。

富本 それは6の要求ではだめなのですか。「本プロジェクトの必要性・妥当性を明らかにする」ということで答申としては出される。我々はそれを受けるとのこと。

柳委員 それは恐らく先ほど言われたように、できる、できないの議論になると、ファイナルの段階ではそれはJICAとしてはできないと。

富本 そこはるるご説明しているように、これはガイドラインの最初の段階から適用しているわけではないですから、そこはほかにも幾つかあるわけです。これから出てくるような案件についても幾つかやりましたが、同じような状況があるわけなので、これだけそのように取り上げられるのはおかしいのではないかとのことです。

柳委員 これだけというのではなくて、これからもこういう同じような案件があれば、それは・・・。

富本 恐らくないと思います。今後はフル適用になるという可能性が高い案件が出てくる。その途中段階として、第2メコンではできるだけガイドラインの精神を遵守するような対応をしているわけです。

柳委員 ですから、それは承知しています。しかし、このパドマについてはそもそも適用前のものなので、そこに十分な配慮があったかどうかは審査会でも検討はしていません。これは適用前のもので、こうして橋を造りますということが決まりましたということによってやっていますからね。

富本 ですから、いわば審査会としては検討できなかったのですよね。情報も少ないし、我々としてもそういう準備があって調査をやったわけではないですから。審査会にかけるということを前提にやったわけではないですから。

柳委員 ですから、それはお互いもう了承しているということで、そういう意味では、その事実を書いているにすぎないのです。

富本 そこだと、我々として非常に厳しい立場に置かれてしまうのは、要するに審査会の中で議論が尽くされていないという表現は、そうではないのではないかと。調査の中でそういうことが十分なされていたとか、ガイドラインの思想を反映した調査が十分なされたかということ、そうではないということはお説明しているのですが、審査会の中で本当に議論されていないのかということ、そうではないと思います。我々としてもこの審査会の中でいろいろな情報を提供したし、ご説明申し上げたと思うのです。そのうえで、こういう状況で調査が手戻りできない段階まで来ていますということは、先ほどからご説明しているわけです。それは他の案件でもありましたよ。

柳委員 それは、そもそもJICAが従来やってきたスタンスでの案件についての取り組みとい

う限定された条件の中で、十分とはいえないかもしれないけれども、議論は一応されたということですよ。

富本 すべての案件を JICA がそのようにやっているかという、それは一般化されると困るわけです。この案件以外に、ガイドラインができる以前でもある程度の配慮をしたものもあるのです。ただ、いろいろな状況から、これはそうではない、これはそうだったということはあるのです。ガイドラインができたときに、それはできるだけガイドラインに沿うように統合されたということなのです。ですから、すべての橋の案件について、そういう代替案が十分でなかったかといわれて、一般化されてしまうと、それはちょっと困るということをご理解いただきたい。

ですから、我々として受けやすいのは、最後の3行を切って、本プロジェクトではなくて、今後の案件に対してガイドラインの精神、あるいは理念を適用するということであれば、これは我々として大いに JICA として頑張ってやりましょう。事業部も現地の事務所もそういうことであればということ。本件について、そういうことを認めると言われてしまうと、では途中段階の案件はかけない、かけなかったほうがよかったねということになってしまうのです。それは今度、改定委員会の議論に反してしまいますから、我々としてはできるだけ努力して、途中段階であっても、最終段階であっても反映できるようなところをしたい。ただ、最初の段階まで戻って議論されてしまったら、それは非常に辛いということをご理解いただきたいと思います。

そういうことの趣旨の中で、このご意見の中身をまとめていただければ、ある程度分かるのですが。私としては言いたいことを随分言っていますが。

村山委員長 いかがですか。意見の部分は、意見を出されたかたでご判断していただく話なので、今の時点でまとまらないようであれば、もう一度ご検討いただくと。ただ、時間的には非常に厳しいので、一両日中ということになると思います。あるいは、もう今の時点でまとめていただければ。

上條 これが一回終わったあと、集まって文章を考えたらいいのではないのでしょうか。

村山委員長 そうしますか。

富本 今日中にね。

上條 できれば今日中が一番いいと思いますが。

富本 今日中に決めるということで。

村山委員長 はい。では、審査会が一回終わったあと、今の点を関係者で詰めていただきたいと思います。それから前文については、先ほど作本委員からご指摘があった形で一応、先ほどのお話で行くと、「審査の過程で、当該事業に対する開発ニーズを判断するうえで、複数の委員から十分な理解が得られなかったとする補足意見が出されているので、別添資料を参照されたい」というような文言でまとめたいと思います。これはまた文章にしたうえで、委員の方々にお送りしますので、ご確認をいただきたいと思います。

では、パドマに関する件はこれでよろしいでしょうか。

4. カテゴリ A 案件コメントの報告

インド国ムンバイ アーメダバード間高速道路プロジェクト（開発調査）

村山委員長 それでは、時間がだいぶ過ぎてしまったのですが、今日はもう一つありますので、これを片付けておきたいと思います。

第4議題のA案件のコメントについてご報告をお願いします。

上條 これは第5回にコメント案を協議したものです。インドのムンバイ アーメダバード間高速鉄道プロジェクトで、情報公開が終わって、外務省に JICA のコメントを出したというものです。

1 ページ目の上から環境社会配慮審査室コメントまでは、第5回の資料と同じです。あとは情報公開の結果、外部からのコメントは特にありませんでした。あとは担当事業部とも相談しまして、JICA の総合コメントを作りました。確認の意味で読みますと、「本件は、JICA の協力の重点分野の一つとなっている『インフラ整備』に合致する。しかしながら、現時点では、高速鉄道整備の妥当性が F/S 実施に耐えうるレベルまでには確認されておらず、代替案の検討等もなされていないことから、先方政府からの要請である F/S レベルの調査を実施することは困難である。既にインド政府で実施中の調査についても、調査が遅延しており情報が得られていないが、これまでの情報から判断すると、十分な検討や課題の抽出が行われているとは考えにくい。さらに、騒音・振動、大規模な住民移転等が予想され、また関係者も膨大になることから、環境社会配慮上も慎重な対応が必要である。インド政府内部では、本件の実施に対して時期尚早であるとして消極的な意見があり、既存の鉄道の整備が優先されるとの見解が表明されていることなどから、インド政府の鉄道整備計画にかかる基本的な考え方を確認することが先決である」というコメントです。

村山委員長 以上のようなコメントですが。

松本委員 これはつまり、F/S 段階で来たものを、やはりこれはマスタープランからやったほうがいいのかというような提案をするときの一つの書きぶりとして理解してよろしいのですか。

上條 いや、そうではなくて、かなり後ろ向きということだと思います。

松本委員 なるほど（笑）。これは別にマスタープランをやったらという提案をしているわけでもないわけですか。

上條 もしやるなら、まずは相手側のいろいろな体制や、どこまでやる気があるのかという確認をすることが先決だろうということです。ただ、私どもとしては、これはやらないという意見はなかなか言いつらいので、それは言わないのですが、確認したほうがいいのかということですかということです。すごく慎重な表現です。

松本委員 これで例えば外務省がこのまま F/S を受けた場合、ガイドライン上は外務省に求められるところとしては、外務省は違いを説明したほうがいいのかという議論が改定委員会であったと、JICA のコメントの著しく違うような方法で、その辺がよく分からないのですが、これは JICA として、F/S はやめたほうがいいのかよという意見だと考えていいわけですね。

上條 それは受け取るかたの理解にもよるとは思いますけど。

松本委員 分かりました。

村山委員長 ただ、「F/S レベルの調査を実施することは困難である」と明記されていますから。

松本委員 ちなみに、今までそんなに厳しいものを書いたのは JICA 中ではないのではないですか。

富本 恐らく今日は先ほどの第 2 メコンにしても、今回にしても、JICA としてはかなり踏み込んだ。もちろん審査会のご了解を得ていることが前提なのですが、踏み込んだ答申なり、あるいはコメントだと思っていますが、その点をご理解いただきたい。

村山委員長 他に質問やご意見は。

田中研一 よろしいでしょうか。一つ前に戻って、一言だけ申し上げたいのですが、パドマについてこういうご意見を出していただいて、今後建設的な意見としてつないでいこうということになる部分がたくさんあると思います。「当該案件の最適渡河方法について、十分な議論が尽くされていないとの経緯」というのは、それは充分にはできていなかったということはみんな分かっているわけですね。ということなのですが、この 3 行を残す、残さないは非常に重要なところで、このあとご議論をされるのだと思いますが、例えばここは削除したとしても、その上の文章の第 1、第 2、第 3 パラグラフを見ても同じようなことがずっと書かれています。このニュアンスで皆様がたのご意見がにじみ出ているということであれば、この下の 3 行を削除するというものでありましたら、実際の事業を担当している JICA の担当部の人たちにとっては、今後作業がしやすくなるのかなと。ただ、上の三つのパラグラフも非常に重いですから、これは次のステップがどうなるか分かりませんが、そのところでは当然それはいろいろな影響力を与えてくると個人的には感じています。

作本副委員長 今、田中専門員からお話しされたことに、ちょっとあからさまに質問させていただきます。

この 3 行の中で一番気になる表現というのは「十分な議論が尽くされていない」、先ほど私も言ったようにここに主語もないですし、この表現にかかっているわけですか。「十分な配慮を要請する」というのは、前を受けて言えば何ということもない内容かと思いますが、まさにこの客観的に、さも議論を行わなかったかのような表現ぶりを取っているところにいちばん気にされるところがあるということですか。

上條 そうですね。やはり否定的な表現をされますと、調査自体が全くだめなものだったという印象を受けると思うのです。

作本副委員長 第三者から見ればですね。

上條 ええ。

田中研一 「十分な議論が尽くされてない」というのは、みなさんそのようなニュアンスは分かっていると思います。その上のところにもずっと「最適渡河方法に関する合意形成が図られることが必要であり」というところも同じことですね。それをすべきであったというニュアンスであれば、同じことかなと思うのですが、これはまた後でご議論いただければと思います。

村山委員長 今のようなご意見も踏まえて、後で関係者で検討いただきたいと思います。

それでは、第 4 議題についてはよろしいでしょうか。

5. 次回以降の審査会の開催

村山委員長 あと、次回以降の審査会の開催スケジュールを確認しておきたいと思います。

上條 4月から新しい年度ですが、以前からご説明しているとおり、来年度からは月曜日にやるということです。今、4月11日を第1回に設定しているのですが、現時点では諮問する案件の予定がないので、もしよろしければ、4月11日はキャンセルさせていただいて、4月25日から始めたいと思います。

村山委員長 よろしいですか。それでは、来年度第1回は4月25日ということでよろしくお願ひします。

6. その他

村山委員長 あと「その他」ですが、私のほうで1枚だけ資料を用意したのですが、時間がいくぶん過ぎていますので、ごく簡単にご紹介させていただきます。

これまで半年、委員長という立場で参加させていただいて、ここに挙げているような5点を簡単にまとめさせていただきました。

上の二つは、いただいたコメントを見ながら感じたことですが、一つは最終的なドラフトファイナルの段階での答申が多かったということも多分影響していると思うのですが、かなり個別具体的なご意見が多かったように思います。ただ、それとともに全体的なコメントというものも、もう少しウエートを置いていただいてもいいのではないかとということです。

それから2点目は、改善・問題点だけではなくて、評価すべき点ですね。先ほど満田委員からその点をご考慮いただいたようなご意見があったと思うのですが、いいところはいい、悪いところは悪いと両方評価していただく部分があっているのではないかとということです。

それから3点目は、やはり現場の感覚をいかに審査会で共有するかという非常に難しい点なのですが、これまでの議論でありましたように、少しビジュアル的な部分を強化する、あるいはかなり重要なものについては、委員の中からお一人かお二人ぐらい現地に行ってもらって、視察をしていただくというような機会も検討していただいてもいいのではないかとということです。

それから4点目は、委員の方々とJICAの両方をお願いしている部分なのですが、やはり個別に見ていただくのは非常に大変な作業だと。恐らくそれに対する報酬はそんなに見合っていないだろうと思いますので、できればもう少し報酬の部分を考慮していただくと。同時に委員の方々にも、これは言い方が少し難しいのですが、少し省力化をしていただくことをお考えいただくことがあっているのかなということです。両者、少しバランスを是正する努力をしていただくことがあっているような気がしています。これはなかなか難しいところですが。

それから最後の5点目は、これからフル適用の案件がどんどん増えてくるわけです。その中でガイドラインの趣旨というものがどんどん重きを成してくるという部分があります。例えば、もう一度ガイドラインの趣旨というものを再確認する機会があっているのかなと。具体的には委員会の中で議長をされた國島先生や原科先生と懇談する機会を、一度持つということが近い

将来あっていいのかなということです。

私は1年間休暇を取らせていただいて、また再来年度、もしよければ半年だけ復帰させていただき形を取らせていただきたいと思います、ぜひ参考にさせていただければと思っています。

柳委員 先ほどの意見に手戻りしますが、時間がないので個別に議論してもあれなので、提案しますがすぐ終わります。

「本来の姿であると思料するものである」というところですね。それを「あり、」で「この観点から十分慎重な配慮を要請するものである。」という形でその下3行を変える。その「十分な議論が尽くされていないとの経緯」うんぬんは取ってしまって、それがネガティブな印象を与えるということであれば、それは分かっていることですから、「思料するものであり、この観点から十分慎重な配慮を要請するものである。」で止めるということではいかがでしょうか。

村山委員長 第3段落の最後の「思料するものであり、」から続けてということですね。

柳委員 はい、続けて。

村山委員長 「この点から、十分な配慮を要請するものである」と。

柳委員 「この観点から」。

村山委員長 「この観点から」、はい。ということですが、こちらのほうとしては。

富本 本件について話してしまうと、結局本件の話になってしまいます。先ほどの満田委員のように一般論としてやっていただくのはいいのですが、本件についてはすでに答申でも言っているわけですから、「本件について」という文言が入ってしまうと・・・。

柳委員 「本件」とは言っていないよ。

村山委員長 言っていないですね。

富本 本件答申ではないのですか。

村山委員長 いえ。

柳委員 いえ、本件とは言っていない。

富本 「上記のように」？

柳委員 いえいえ、「思料するものであり、この観点から十分慎重な配慮を要請するものである。」

富本 「するものであり、この観点から」。

村山委員長 第3段落の最後の部分の「思料するものである」を、「ものであり、」に変えて、そこから「この観点から十分な配慮を要請するものである」。

柳委員 下3行は全部削ってしまう。

上條 「本プロジェクトにおいても」というところからつながってきますけれども。

富本 では、「本プロジェクトにおいても」はどうするのですか。ここは結局同じことです。「今後のプロジェクトにおいては」とか。

柳委員 ですから、その上のところの「本プロジェクトにおいても」というのは取ってもいいです。一般論になりますが、ただ、本案件についてこういうことを言いたいということで、ほかのプロジェクトについて言ってもしょうがないというところはあります。

富本 これまでは上の1段、2段は「本案件」「本プロジェクト」と書いてありますが、3段目は「今後のプロジェクトにおいては」というようにすれば、「本案件については」すでに2段のところで話してあって、今後について配慮を要請するということであれば、論理的には非常に明白になります。本プロジェクトに対して要請するということになってしまうと、これは答申の内容と非常にダブってきますので、分かりにくい。

柳委員 これでどうでしょうかね。「本プロジェクト」を取ってしまうということはあるんですが、それに「今後のプロジェクト」と入れると、また別のあれになりますよね。

富本 「本プロジェクトにおいても」というものを取って。

柳委員 「今後の」ということを入れてしまうと、本来言うべきではないことを言っているということですね。今後のことはだれも求めていないわけですから、この案件について意見を求めているわけですね。

松本委員 しかし、案件といっても、これは開発調査に求めているのではないのですか。そこはけっこう微妙だと思います。開発調査について求めているのか、パドマ橋というものの自体を考えているのか。

柳委員 パドマ橋の建設プロジェクトについて求めているということであればですね。

作本副委員長 この「本プロジェクトにおいても」というものを削ったとしますよね。そうすると、両方に読めるからそれでちょうどいいのではないですか。逆にあいまいにしておくとか（笑）

村山委員長 やはり関係者でわずかな時間でも集まっていた方がいいような気がしますね。

柳委員 では、「本プロジェクトにおいても」を取りますか。

村山委員長 取ってよければそれでまとまるように思いますが、よろしいですか。

柳委員 どのようにも解釈できるということで、やっていただくなら、それはそれでかまいません。では、「本プロジェクトにおいても」を取って、理念うんぬんのほうで周知をするということでもいいと思います。

村山委員長 では、そういう形でよろしいですか。

富本 では、もう1回修文したものを確認のためにお送りしますが、一応そういうことで。

村山委員長 ではパドマ橋に関する答申については、そういう方向で一応まとまったという理解でよろしいですね。

上條 あと一つご連絡です。異議申し立て制度がやっとできたというご報告をさせていただきます。まだ最終的な決裁を取っているところです。先週選考会を開いて、今内定されているのは、東工大の原科先生と名古屋大学の井村先生のお二人です。ですから、すべて手続きが整えばホームページに載せたいと思っています。

以上です。

富本 では、一言。村山委員長には非常にご尽力いただきまして、ありがとうございました。改定委員会以来、このガイドラインについてご尽力いただきました。今後ぜひご健勝で、お元気で、またぜひ復帰していただきたいと思います。

村山委員長 はい、委員としては復帰させていただきます。

富本 大変ありがとうございました（拍手）

村山委員長 では、これで終了させていただきます。ありがとうございました。